

大阪広域地域 循環型社会形成推進地域計画

大阪市

八尾市

松原市

守口市

大阪広域環境施設組合

令和 2 年 11 月 30 日

令和 4 年 1 月 4 日 変更

令和 4 年 12 月 9 日 変更

目次

1. 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況について	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	3
3. 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	10
(3) 処理施設等の整備	13
(4) 施設整備に係る計画支援事業	14
(5) その他の施策	14
4. 計画のフォローアップと事後評価	15
(1) 計画のフォローアップ	15
(2) 事後評価及び計画の見直し	15

添付資料

1. 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	17
2. 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	19
3. 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	20
4. 施設概要（エネルギー回収型廃棄物処理施設系）	22
5. 計画支援概要	24
6. 対象地域図	27
7. トレンドグラフ	28
8. 地域内の施設の現況と予定（位置図）	29
9. 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	31

1. 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市である。

構成市町村名 : 大阪市 八尾市 松原市 守口市

面積 : 296.39 km²

人口 : 3,275,901 人(令和2年4月1日現在)

(内訳)

市町村名	大阪市	八尾市	松原市	守口市
面積(km ²)	225.30	41.72	16.66	12.71
人口(人)	2,746,983	265,908	119,225	143,785

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、上記期間内に完了しない事業については、次の計画を定め引き続き行うものとする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

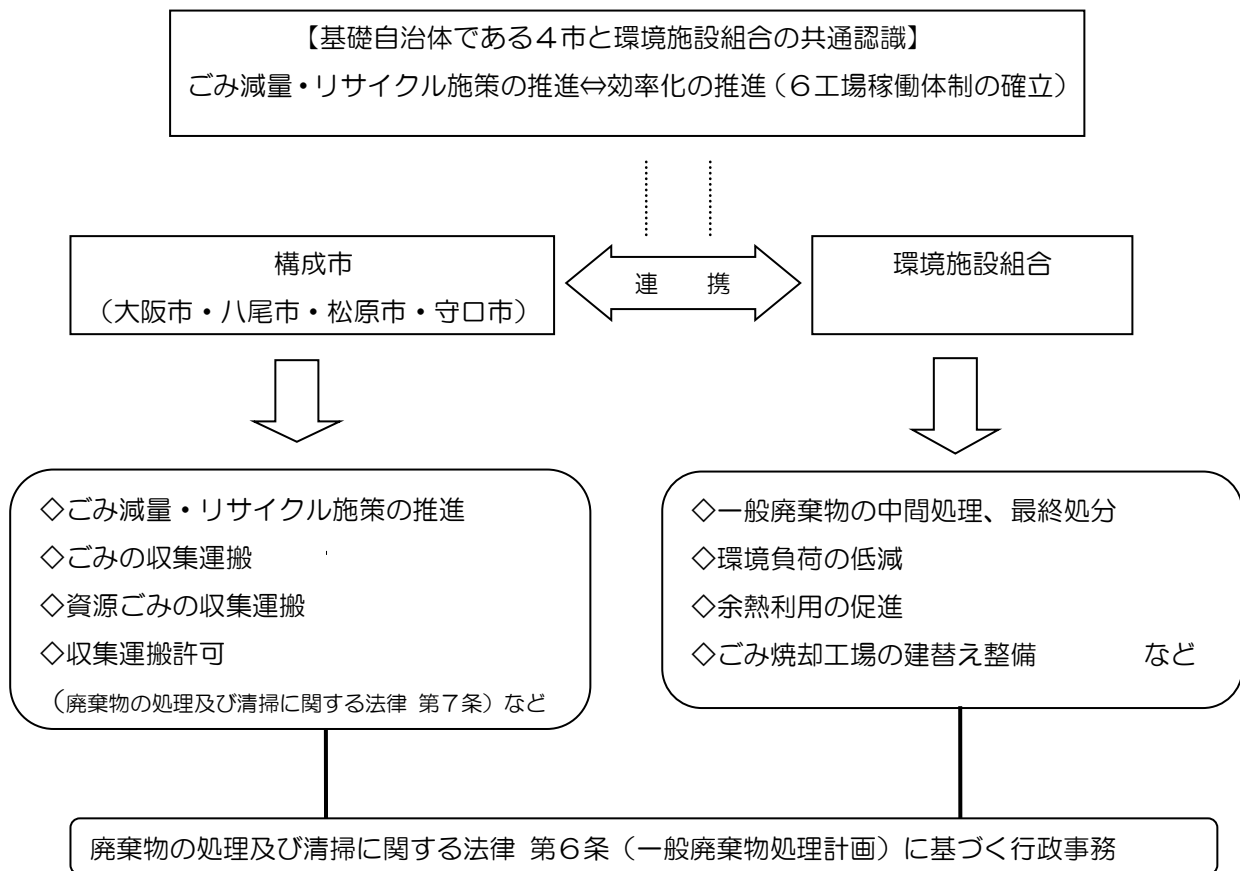
(3) 基本的な方向

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負担が出来る限り低減される「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、4市においてごみの減量目標を定め、ごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の発生を抑制し、再使用や再生利用の取り組みを進めている。

また、ごみの焼却処理については、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を大阪市、八尾市、松原市の3市が公平に負う長期的・安定的な処理体制を構築することをめざして、平成26年11月に一部事務組合である「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、さらに、令和元年10月1日より守口市を構成市として加えた「大阪広域環境施設組合(以下「環境施設組合」という。)」として、より一層のコスト削減を図りつつ、効率的な事業運営を行うよう努めている。

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市及び環境施設組合においては、「持続可能な循環型社会」の形成に向け緊密に連携し、ごみ処理のあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めつつ、各施策を推進する。

次の図は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市と環境施設組合のごみ処理事業の関わりを表したものである。



(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況について

大阪府では、令和元年8月に策定した「大阪府ごみ処理広域化計画」において、広域ブロックの基本的な考え方として、市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進するものとしている。これに基づき関係市が協議した結果、令和元年10月に守口市が構成団体に加入することとなり、併せて組合名称を現行のものに改め、令和2年4月から共同処理を開始した。これにともない守口市クリーンセンター第4号炉焼却施設を廃止し、鶴見工場の処理能力を増やすことで施設の集約化を進め、広域化による費用削減効果や周辺地域の環境負荷低減、エネルギー利用を図る。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

大阪市では、プラスチック一括回収について、政省令の法制化内容に注視しながら、課題抽出のうえ検証を行い、プラスチック資源の効果的・効率的な回収・リサイクルの実現に向けて積極的に取り組んでいく。容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルート（以下「溶リルート」という。）によるリサイクルを引き続き実施し、製品プラスチックについては当面の間、焼却処理を継続する。

八尾市では、プラスチック資源の分別収集及び再商品化について、容器包装プラスチックにおいては、すでに分別収集を行っており、溶リルートによるリサイクルを引き続き実施する。製品プラスチックについては、収集方法（分別・一括）、処理方法、収集体制、八尾市立リサイクルセンターの処理状況などを考慮し、検討を行っており、当面の間可燃ごみとして焼却処理を継続する。

松原市では、住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、ごみカレンダー等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校等と連携し環境学習を行う。

容器包装プラスチックについては、容リルートにより引き続きリサイクルを実施する。

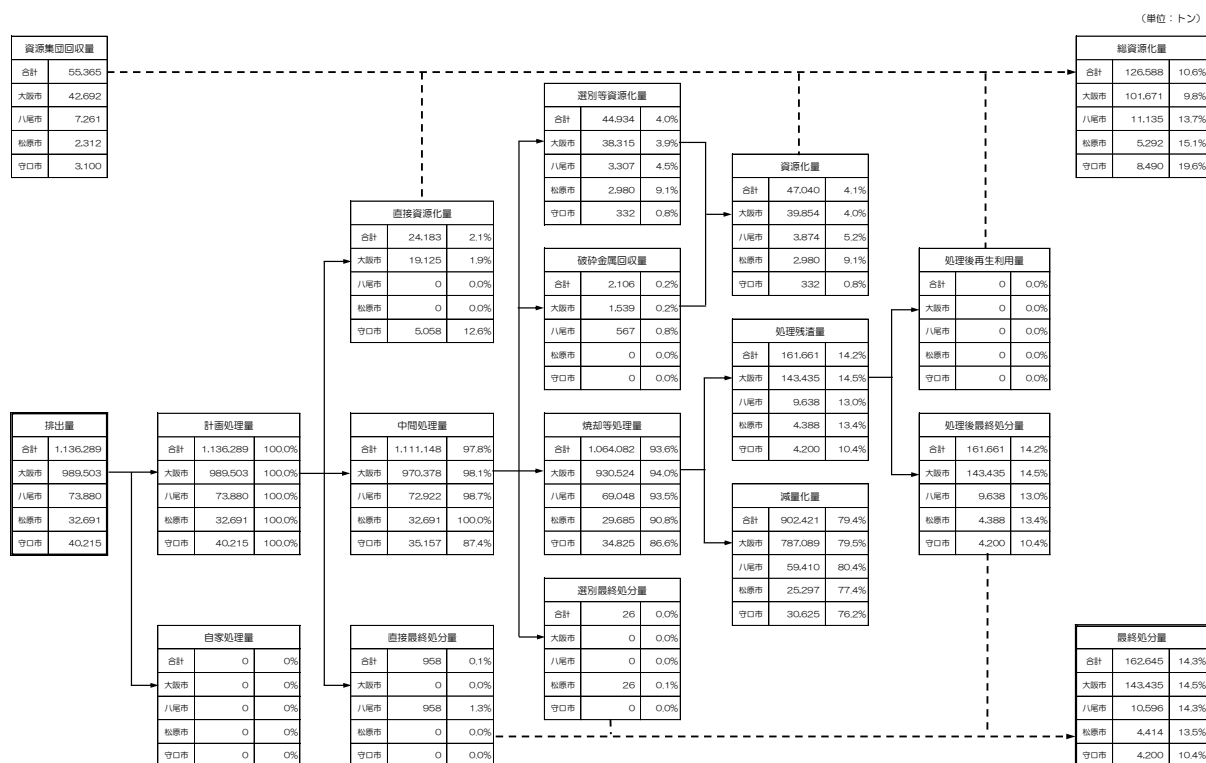
製品プラスチックについては、当面の間可燃ごみとして焼却処理を継続するが、今後コスト等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

守口市では、プラスチック資源の分別収集及び再商品化について、容器包装プラスチックにおいては、すでに分別収集を行っており、容リルートによるリサイクルを引き続き実施する。製品プラスチックについては、当面の間、焼却処理を継続するが、令和9年度竣工予定の（仮称）守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業において、製品プラスチック等の保管施設を整備し、令和10年度から製品プラスチック及び容器包装プラスチックの混合収集を開始する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市の一般廃棄物等をまとめた排出、処理状況は図1のとおりである。



※1 焼却等処理量は、民間施設ガス化溶融処理量(1,696トン)を含む。
 ※資源処理の関係で合計が合わない場合がある。

図1 4市の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 実績）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化等による循環型社会の形成をめざし、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位	現状【割合】※1 令和元年度					目標【割合】※1 令和8年度				
	4市合計	大阪市	八尾市	松原市	守口市	4市合計	大阪市	八尾市	松原市	守口市
	排出量	625,015	579,236	22,306	7,170	16,303	557,314	516,561	18,980	7,520
事業系 総排出量 (トン)										
1事業所あたりの排出量 (トン/事業所)	3.1	3.2	1.9	1.6	2.7	2.8	2.9	1.6	1.6	2.3
生活系 総排出量 (トン)	511,274	410,267	51,574	25,521	23,912	461,567	372,543	45,097	21,018	22,909
1人あたりの排出量 (kg/人)	135	129	179	188	129	123	118	161	145	130
合計 事業系・生活系総排出量合計 (トン)	1,136,289	989,503	73,880	32,691	40,215	1,018,881	889,104	64,077	28,538	37,162
再生利用量										
直接資源化量 (トン)	24,183	19,125	0	0	5,058	8,300	3,606	0	0	4,694
総資源化量 (トン)	126,588	101,671	11,135	5,292	8,490	149,834	122,918	11,111	7,209	8,596
エネルギー回収量(年間の発電力量) (MWh)	491,097		484,908		6,189	438,916				
エネルギー回収量(年間の熱利用量) (GJ)	17,367		17,367		-	17,367				
最終処分量 (トン)	162,645	143,435	10,596	4,414	4,200	146,442	129,045	9,232	3,875	4,290

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は(排出量合計+資源集団回収量)に対する割合、その他は排出量合計に対する割合

※2 (1事業所あたりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源化量)]/(事業所数)

平成28年経済センサス報告の事業所数より算出

※3 (1人あたりの排出量)=[(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源化量)]/(人口)

《指標の定義》

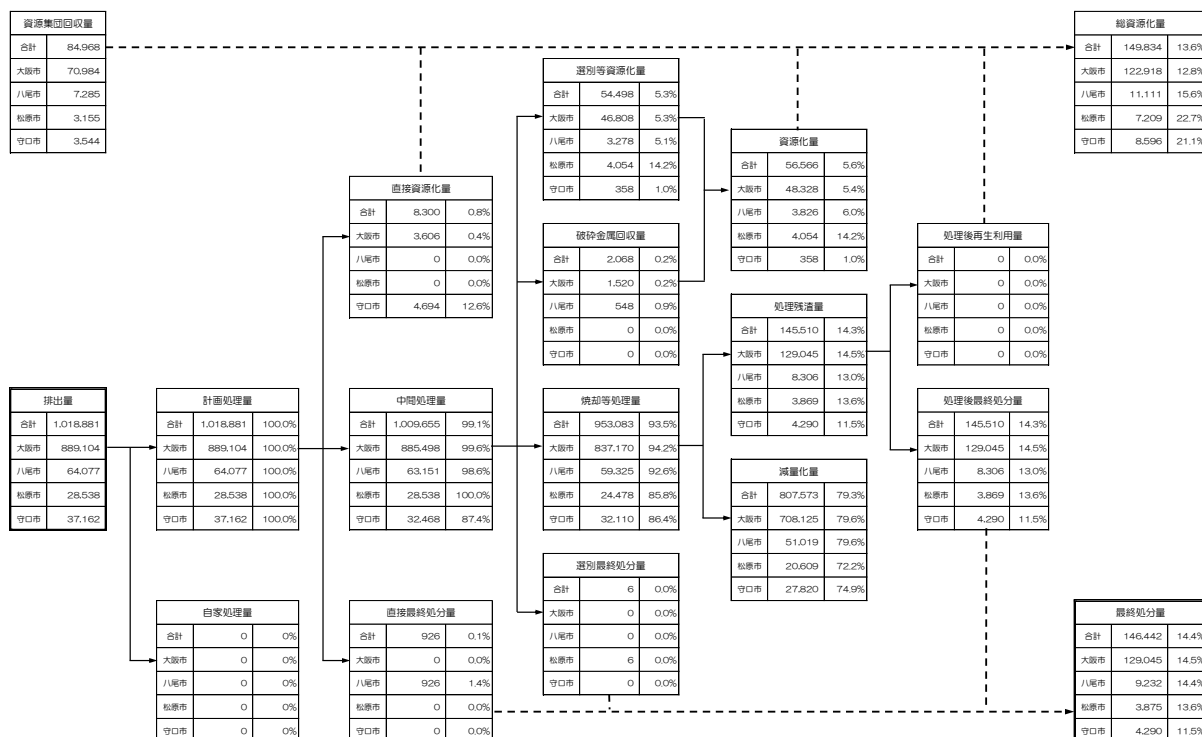
排出量 : 事業系ごみ・生活系ごみを問わず出されたごみの量(資源集団回収されたごみは除く)[単位:トン]

総資源化量 : 資源集団回収量、直接資源化量、中間処理後の資源化量及び処理後再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]

(単位：トン)



※1 焼却等処理量は、民間施設ガス化溶融処理量(2,064トン)を含む。
※調数処理の関係で合計が合わない場合がある。

図2 4市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和8年度 目標)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化導入の検討

大阪市では、平成18年10月1日より、粗大ごみの有料化を実施している。家庭系ごみの有料化に係る検討については、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」においても明記しており、令和3年7月の「大阪市廃棄物減量等審議会」では、生活スタイルの変化によるごみ排出量の変化や減量施策の効果検証と併せて、引き続き検討を行うこととしている。

八尾市では平成25年10月1日より、粗大ごみの有料化を実施している。家庭系ごみについては、平成28年10月1日より、家庭用指定袋制度の見直し(可燃袋の容量変更や兼用袋の使用等)を行い、ごみの減量に取り組んでいる。令和3年3月に改訂した「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」においても、市民生活の実情に応じた減量施策を講じ、さらなるごみの減量・資源化を推進することとしており、家庭系ごみの有料化については、ごみの排出量の変化や減量施策の効果の検証を実施したうえで、検討を行うこととしている。

松原市では、平成22年10月1日より、事業系の一般廃棄物について有料指定袋制を導入している。今後は家庭系のごみについても、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進及び排出量に応じた負担の公平化を進めるため、松原市廃棄物減量等推進審議会に別途諮った上、有料化の導入について検討する。

守口市では、家庭系ごみの発生抑制とごみ処理費用負担の公平化を目的に、平成19年12月1日より、大型ごみ(指定品目及び一定の大きさ以上のもの)及び粗ごみ(45Lの袋に入る大きさの不燃ごみ等)の有料化を実施している。また、可燃ごみについては、平

成 31 年4月から排出の上限を一回につき 45L 以下の袋で2袋までとし、ごみの減量化に取り組んでいる。可燃ごみの有料化については、これまでから継続的に減量施策を講じてきた結果により、現在、1 人 1 日あたりの生活系ごみの排出量が全国平均、大阪府平均を下回っていること及び全国類似団体 39 自治体の中で 3 番目に生活系可燃ごみの排出量が低いことから、現時点では事業系ごみの減量に重点を置くこととし、その効果の検証を実施したうえで、検討を行うこととしている。

イ 環境教育の推進

大阪市では、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことができる地域における環境学習を推進するため、市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。また、小中一貫した内容の副読本「おおさか環境科」を作成し、小・中学校の授業の中で活用するとともに、市職員が出前授業を実施するなど、学校等における環境教育への取り組みを支援する。

八尾市では、学校や地域、リサイクルセンター・学習プラザ「めぐる」を拠点として環境学習・教育を推進する。また、各地域でのイベントにおいてキャラクターの活用等による 3R の啓発を推進する。

松原市では、学校や地域での環境教育、環境学習を推進するため、学校では副読本「くらしとごみ」を使用した環境学習の実施や、物品の配布による意識啓発、地域ではごみ減量に関する意識啓発のため出前講座を行い、ごみ減量に関する意識啓発を推進する。また、ごみ収集時には、ごみの分別指導を推進する。

守口市では、環境学習の一環として、学校教育においてごみの減量・リサイクルについて学習する機会を取り入れ、子どもたちからごみや分別・リサイクルについての正しい知識を身につけることを目指し、教育委員会と連携した小・中学校などに対する出前講座など啓発活動の充実を図る。

ウ 普及啓発の推進

環境施設組合では、ごみ処理施設における学校、地域活動協議会等各種団体の見学や、国内外からの行政視察を積極的に受け入れるとともに、事前予約不要で自由に見学可能な「焼却工場オープンデー（見学会）」を構成市や区役所等と連携して開催し、ごみ焼却処理工場をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策、環境対策の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう普及啓発活動を推進する。

大阪市では、地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）」や地域と連携することで、高齢者にもわかりやすい普及啓発の充実・強化に取り組むほか、環境事業センターの取り組みとして、区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R 啓発相談コーナー」を設け、パネル展示やごみに関する相談、マタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供を行う。

また、ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会・セミナーやリサイクル教室等を開催するほか、区民まつり等各種イベントの場を通じて、広く市民・事業者にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。

八尾市では、町会やごみ減量推進員を通じて、水切り運動や家庭ごみの分別の徹底によるごみの減量・再資源化や違法廃品回収業者の利用をしないことなどに対する啓発を実施

する。また、ごみ減量推進員を対象にした廃棄物処理施設の見学会や意見交換会を開催し、活発な交流を図る。

松原市では、ごみの減量・資源化等の施策について、行政と地域のパイプ役となる廃棄物減量等推進員制度を活用し、集団回収の促進や地域におけるごみの分別排出の徹底など、ごみの適正処理について啓発を実施する。

守口市では、分別方法等の広報誌及びホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、ごみの分別やごみ出しの日程をお知らせする携帯アプリを活用し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報誌等を活用し、情報提供する。

また、「家庭ごみ編ごみの排出手引き（保存版）」及び「事業系ごみ減量・リサイクルの手引き」の配布、広報誌による啓発、出前講座などによる分別区分・方法の周知徹底・指導を行う。

エ 生ごみ減量の推進

大阪市では、家庭から排出される生ごみの減量のため、手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、生ごみ排出時の水切りを徹底することにより、生ごみの発生・排出抑制の取り組みを進めるため、生ごみの「3切り」（食材の「使い切り」料理の「食べ切り」排出時の「水切り」）運動を推進する。

また、事業所から排出される生ごみの減量のため、生ごみの組成割合の多い業種など、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導に努めるほか、食品関連事業者など業界団体等に対して、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた働きかけを行う。

八尾市では、生ごみの減量推進のため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入にかかる助成、生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与を行ってきたが、令和3年度末で助成金制度及び貸与を廃止し、令和4年度より、一般家庭内でのニーズが高い電動生ごみ処理機の販売事業者と協定を締結し、購入あっせん制度を実施している。

また、家庭から排出される生ごみ排出時の水切り運動の推進、市政だよりや市ホームページ等で食品ロスの削減について周知・啓発を行う。

松原市では、家庭系の生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の購入にかかる費用の助成金制度を実施するとともに、家庭において生ごみ排出時の水切りを周知する。また、広報や市ホームページ等で食品ロスの削減について周知・啓発を行う。

守口市では、生ごみの減量推進のため、家庭や事業所において水切りネット等の活用を推進し、生ごみ等の水切りを周知する。また、広報誌や市ホームページを通して食品ロスの削減について啓発・周知を行う。

オ 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

大阪市と大阪府は、2025年大阪・関西万博の開催地として、プラスチックごみゼロに向け、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進を行うことを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行った。その取り組みのひとつとして、大阪市では、急な買物の時も含めて、レジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する「大阪エコバッグ運動」を推進している。加えて「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を事業者・市民団体と締結するとともに、協定締結事業者・市民団体とともにマイバッグ持参を

呼び掛ける啓発イベントを実施する。また、持参したマイボトルに飲料を提供するサービスを行っている店舗等の情報をホームページ上で検索・表示できる地図の作成・活用など、事業者と連携したマイボトル持参運動の展開について検討する。

八尾市では、令和元年6月28日に「プラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバッグやマイボトルの活用や、河川及び市街地の清掃活動の参加など、プラスチックごみ削減の取り組みを推進している。

松原市では、庁舎内のモニターや駅前ビジョンにてマイバッグ・マイボトルの活用を呼びかけるとともに、市民や各種団体の協力のもと、年に一度市内全域の清掃を実施し、ごみの分別化、資源化を推進する。

守口市では、レジ袋削減に向けた取り組みを実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民団体と連携して、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼びかける。また、販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけるとともに、市民に対しては、簡易包装の選択を呼びかけ、包装材の減量化に努める。

カ 再使用の推進

大阪市では、ごみゼロリーダーと連携したガレージセール開催や、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民のリユース行動を促進する。

八尾市では、リユースを促進する取り組みとして、家庭で使わなくなったものを必要としている方につなぐ「ゆずります／ゆずってください」コーナーをリサイクルセンター・学習プラザ「めぐる」において開設し、再使用を促進する。

松原市では、家庭で不要となった物品の有効活用を図るため、市役所ロビーやまつばらテラス（輝）に「不用品情報板」を設置し、再使用を促進する。

守口市では、市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らないことや、物を大切にすることを心掛けるよう呼びかける。

キ 生活系ごみ減量の推進

大阪市では、市民の自主的なリサイクルの取り組みである資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金等により活動の支援を行うとともに、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となって実施するコミュニティ回収の拡大により、資源集団回収活動のより一層の活性化を図り、古紙等のリサイクルをさらに推進する。

令和元年に他の自治体に先駆けて構築した「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム（みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）」に取り組むことにより、現在、資源ごみとして行政回収している家庭から排出されるペットボトルを地域活動協議会等の地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収することで、プラスチックの資源循環をより一層推進する。

また、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置した上で適正な分別排出を求める啓発・指導を行うことにより分別排出の徹底を図るとともに、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・使用済小型家電について、拠点での回収を実施する。

八尾市では、ごみの発生抑制、再使用及び資源の再生利用を図るため、有価物集団回収による資源化可能な紙類等の再資源化を推進する。また、指定袋等の分別収集によるごみの減量化・再資源化を推進する。

松原市では、資源ごみの分別収集を実施し減量に取り組んでいる。また、再生資源（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・古布）の集団回収活動を促進するとともに、ごみ問題の意識向上を図るため、再生資源集団回収報奨金制度を継続していく。

守口市では、ごみの分別の徹底や、再資源化できる有価物の集団回収（交付対象は新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙などの古紙、古布、アルミ缶、スチール缶）の促進により、さらなる減量化・再資源化を進める。

ク 事業系ごみ減量の推進

大阪市では、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習会の開催等を行う。

また、排出事業者に求めている一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を徹底するため、環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うとともに、資源化可能物については、リサイクルルートへの誘導に努める。

八尾市では、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の減量に向けて、展開検査による事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の減量と適正処理を推進する。また、搬入不適物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対しても個別に適正処理方法の啓発と指導を実施する。

松原市では、事業系ごみの減量推進を図るため、多量排出事業者への指導として、廃棄物管理責任者の選任と、事業系一般廃棄物の種類・量を把握し、一般廃棄物減量計画届出書の提出を義務付けている。また、多量排出事業者への訪問を実施し、資源化可能物を一般廃棄物として排出している場合には、リサイクルルートへの誘導等を行う。

守口市では、事業系ごみの適正処理、減量化を推進するため、事業者に向けて作成した啓発冊子「事業系ごみ減量・リサイクルの手引き」を活用し、多量排出事業者を中心に訪問指導を行い、廃棄物の排出抑制や適正処理の啓発に努める。

ケ 焼却工場搬入ごみの適正化

環境施設組合では、処理施設への搬入不適物の排除や構成市が排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求めていることから、24時間体制で搬入物検査を実施する。

また、大阪府域から排出されるごみについては、紙類の資源化を促進する観点から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止するなど、構成市と協調して搬入ごみの適正化に努める。

大阪市では、搬入物検査において、搬入不適物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行うとともに、状況に応じて排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

八尾市では、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の減量に向けて、展開検査による事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の減量と適正処理を推進する。また、搬入不適物が発見された場合、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出した事業者に対しても個別に適正処理方法の啓発と指導を実施する。

守口市では、適正な中間処理施設の稼働やごみの分別に対する意識の向上を目的に定期

的に搬入するごみ収集車両の展開検査を実施する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市における分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

生活系ごみについては、3.(1)に記載した生活系ごみ減量施策により減量化を進め、現在の6工場稼働体制でごみの焼却処理を行い、今後も、安定的なごみの焼却処理体制を堅持するため、老朽化した焼却工場を計画的に更新していく。

なお、住之江工場更新事業については平成28～令和2年度に計画支援事業を実施し、平成30～令和4年度に施設整備事業を行う計画であり、鶴見工場建替事業については、令和2～5年度に計画支援事業、令和5～10年度に施設整備事業を行う計画である。

大阪市では、普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・金属製生活用品等)、容器包装プラスチック、古紙・衣類に分別して収集するほか、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア等・使用済小型家電の拠点回収を実施している。可燃性ごみは、環境施設組合の焼却工場において全量焼却し、粗大ごみ等は環境施設組合の舞洲工場破碎設備で破碎処理している。資源ごみ、容器包装プラスチック、拠点回収の乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジについては、大阪市の施設で一時保管後、民間処理施設で資源化を行っており、古紙・衣類、拠点回収のマタニティウェア等・使用済小型家電については、売却している。なお、環境施設組合住之江工場に併設している、住之江容器包装プラスチック中継施設については、住之江工場更新のため平成30年4月より休止している。大阪市では、今後も現在の処理体制を維持する計画であるが、生活系ごみ収集輸送業務について、ごみの適正処理の確保を前提としつつ、一層のコスト削減と効率化をめざし、民間委託化の拡大の取組を進める。

八尾市では、可燃(燃やす)ごみ、粗大ごみ、複雑ごみ、埋立ごみ、資源物(ビン・缶)、容器包装プラスチック、ペットボトル、危険物(簡易ガスボンベ・スプレー缶)の8種に分別して収集するほか、指定袋制を全市で実施している。

可燃(燃やす)ごみは、環境施設組合の焼却工場で焼却処理を行っている。

埋立ごみについては、八尾市一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っている。

粗大ごみ、複雑ごみ、危険物(簡易ガスボンベ・スプレー缶)については、八尾市立リサイクルセンターにて選別・破碎を行っている。なお、粗大ごみ、複雑ごみに含まれる使用済小型家電は、選別工程でピックアップ回収を行い、認定事業者に引き渡している。使用済の携帯電話、スマートフォンについては、市役所・出張所等に回収ボックスを設置し、認定事業者に引き渡している。

資源物(ビン・缶)、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、八尾市立リサイクルセンターで資源化を行っている。

八尾市では、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

松原市では、可燃ごみ、不燃物・粗大ごみ、缶・ビン・ペットボトル・小型金属類、プラスチック製容器包装、古紙類、乾電池に分別して収集している。可燃ごみ、粗大ごみ(可燃性)については、環境施設組合の焼却工場で焼却処理を行っている。不燃物・粗大ごみ(可燃性を除く)、缶・ビン・ペットボトル・小型金属類、プラスチック製容器包装、古紙

類、乾電池については、民間処理施設で処分・資源化を行っている。また、使用済み小型家電について、平成29年11月より不燃物・粗大ごみとして収集してきたものの中から希少金属類を含む小型家電の抜取及び再資源化の取り組みを行っている。

松原市廃プラスチック処理施設については、外部委託に伴い平成31年3月末をもって廃止した。松原市では、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

守口市では、可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、古紙・古布、びん・ガラス、空き缶、ペットボトルに分別し各戸収集するほか、使用済小型家電、蛍光管、乾電池の拠点回収を市役所、守口市クリーンセンター及び各地域のコミュニティセンターで行っている。可燃ごみについては、環境施設組合の焼却工場で焼却処理を行っている。

また、プラスチック製容器包装、古紙・古布、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、使用済小型家電、蛍光管、乾電池は、民間処理施設で資源化を行っている。粗大ごみについては、民間処理施設で処理を行っている。今後とも資源ごみ等の分別の徹底により、資源化の向上及び最終処分量の削減を図るとともに、品目及び拠点回収場所の拡充についても検討を行う。

守口市では、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

環境施設組合と各構成市は、構成市が独自に取り組んでいる先進的な取り組みや、市民に対する普及啓発事業についても連携、協調していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系廃棄物については、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求めており、今後とも、3.(1)に記載した事業系ごみ減量施策により減量化を進め、現在6工場稼働体制でごみの焼却処理を行い、今後とも、安定的なごみ処理体制を堅持するため、老朽化した焼却工場を計画的に更新していく。

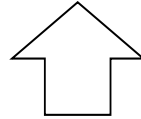
なお、住之江工場更新事業については平成28～令和2年度に計画支援事業を実施し、平成30～令和4年度に施設整備事業を行う計画であり、鶴見工場建替事業については、令和2～5年度に計画支援事業、令和5～10年度に施設整備事業を行う計画である。

大阪市、八尾市、松原市、守口市では、事業系一般廃棄物についても、生活系ごみと同様の処理を行っており、今後も現在の処理体制を維持する計画である。

環境施設組合と各構成市は、不適正搬入の防止ならびに構成市が独自に取り組んでいる先進的な取り組みについても連携、協調していく。

表2 大阪市、八尾市、松原市、守口市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と将来

現状（令和元年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分
		一次処理	二次処理	
普通ごみ(燃焼ごみ含む) 可燃(燃やす)ごみ 可燃ごみ	焼却	大阪市：環境施設組合 各焼却工場 八尾市：環境施設組合 各焼却工場 守口市：環境施設組合 各焼却工場	北摂処分地南帯地区 大坂東区環境資源循環センター 大坂中環立処分場(フエニックス)	436,945
粗大ごみ 粗雑ごみ 不燃物	破砕 選別 焼却	大阪市：環境施設組合 異洲工場焼却設備 八尾市：八尾市立リサイクルセンター 松原市：松原市分別(資源化)センター 守口市：ストックヤード	資源：環境施設組合 焼却工場へ 金属類：売却 その他：資源化 資源化 民間処理施設で処分 資源化 民間処理施設で処分	5,985
埋立ごみ	直接埋立	八尾市：八尾市一般廃棄物焼却処分場		443
土砂・焼灰くず・ガラスくず・瓦等		松原市：松原市分別(資源化)センター	大坂東区環境資源循環センター 大坂中環立処分場(フエニックス)	26
資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル ・金属製生活用品等)		大阪市：民間処理施設		20,113
資源物 (ビン・缶)		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		1,866
缶・ビン・ペットボトル		松原市：民間処理施設		1,156
資源ごみ (プラスチック製容器包装 ・古紙・古布・びん・ガラス ・空き缶、ペットボトル、 ハットボトル)		守口市：民間処理施設		5,036
ハットボトル		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		564
危険物 (燃焼ガスボンベ・ガスフレード)		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		61
資源包装 プラスチック		大阪市：民間処理施設		16,582
プラスチック製容器包装		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		2,129
古紙・古類		松原市：民間処理施設	資源化	606
古紙類		大阪市：売却		18,946
乾電池・蛍光灯		松原市：民間処理施設		934
家電電		松原市：民間処理施設		18
粗点回収 (乾電池・蛍光灯管 ・水銀体温計 ・インクカートリッジ)		大阪市：民間処理施設		7
粗点回収 (マタニティウェア等 ・使用済小家電電)		大阪市：売却		179
小型家電・大型金属 小型家電・水銀製品 ・蛍光灯		松原市：民間処理施設		259
		守口市：民間処理施設		39



今後（令和8年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分
		一次処理	二次処理	
普通ごみ(燃焼ごみ含む) 可燃(燃やす)ごみ 可燃ごみ	焼却	大阪市：環境施設組合 各焼却工場 八尾市：環境施設組合 各焼却工場 守口市：環境施設組合 各焼却工場	北摂処分地南帯地区 大坂東区環境資源循環センター 大坂中環立処分場(フエニックス)	392,927
粗大ごみ 粗雑ごみ 不燃物	破砕 選別 焼却	大阪市：環境施設組合 異洲工場焼却設備 八尾市：八尾市立リサイクルセンター 松原市：松原市分別(資源化)センター 守口市：ストックヤード	資源：環境施設組合 焼却工場へ 金属類：売却 その他：資源化 資源化 民間処理施設で処分 資源化 民間処理施設で処分	6,571
埋立ごみ	直接埋立	八尾市：八尾市一般廃棄物焼却処分場		428
土砂・焼灰くず・ガラスくず・瓦等		松原市：松原市分別(資源化)センター	大坂東区環境資源循環センター 大坂中環立処分場(フエニックス)	6
資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル ・金属製生活用品等)		大阪市：民間処理施設		21,792
資源物 (ビン・缶)		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		1,803
缶・ビン・ペットボトル		松原市：民間処理施設		1,247
資源ごみ (プラスチック製容器包装 ・古紙・古布・びん・ガラス ・空き缶、ペットボトル、 ハットボトル)		守口市：民間処理施設		4,648
ハットボトル		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		489
危険物 (燃焼ガスボンベ・ガスフレード)		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		59
資源包装 プラスチック		大阪市：民間処理施設		22,911
プラスチック製容器包装		八尾市：八尾市立リサイクルセンター		2,228
古紙・古類		松原市：民間処理施設	資源化	1,589
古紙類		大阪市：売却		3,443
乾電池・蛍光灯		松原市：民間処理施設		1,121
家電電		松原市：民間処理施設		9
粗点回収 (乾電池・蛍光灯管 ・水銀体温計 ・インクカートリッジ)		大阪市：民間処理施設		7
粗点回収 (マタニティウェア等 ・使用済小家電電)		大阪市：売却		162
小型家電・大型金属 小型家電・水銀製品 ・蛍光灯		松原市：民間処理施設		81
		守口市：民間処理施設		46

(3) 処理施設等の整備

住之江工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）（事業番号1）

住之江工場は、昭和 63 年 7 月に竣工後、28 年間稼働してきたが、施設の老朽化に伴い平成 28 年 3 月末に休止した。

同工場は焼却工場の整備・配置計画上、南西部に唯一位置する重要な施設であり、環境施設組合におけるごみ焼却事業を将来にわたり円滑に推進するため、住之江工場更新事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備）を行っている。

鶴見工場建替事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）（事業番号2）

鶴見工場は平成 2 年 3 月に竣工後、30 年が経過しており施設の老朽化が進んでいることや、守口市の加入・共同処理に伴い、守口市の一般廃棄物を処理するために能力を確保する必要が生じたことから、令和 5 年 3 月に建替のため休止し、鶴見工場建替事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備）を行う予定である。

環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他 1 施設新築事業（事業番号3）

鶴見工場建替事業に伴い環境施設組合は、現行の大阪市環境局鶴見資源ごみ中継地、鶴見容器包装プラスチック中継施設の事業用用地が必要となったことから、大阪市は、機能に移転するため、守口市クリーンセンター敷地に代替施設を新設する事業を行っている。（現行施設は令和 5 年 5 月末で廃止し、令和 5 年 6 月より新施設で事業開始予定。）

(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第 2 整備事業（事業番号4）

守口市は、分別収集品目の増加及び資源ごみの収集量の増加に伴い、現ストックヤードが手狭となるため、令和 2 年 4 月に廃止した焼却施設を解体し、跡地にストックヤード整備事業（マテリアルリサイクル推進施設）を行う予定である。

表3 整備する処理施設等

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力(規模)	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	住之江工場更新事業	400ト/日	大阪市住之江区 北加賀屋4-1-26	R3~R4 (H30~R4)	—
2	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	鶴見工場建替事業	620ト/日	大阪市鶴見区 焼野2-11-5	R5~R7 (R5~R10)	—
3	マテリアルリサイクル 推進施設	環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他 1施設新築事業	○資源ごみ中継地 200㎡ ○容器包装プラスチック中継施設 262㎡	大阪市鶴見区焼野3-2 -37	R4~R5	—
4	マテリアルリサイクル 推進施設	(仮称)守口市クリーン センターストック ヤード第2整備事業	○資源ごみ中継地 1,590㎡	守口市寺方錦通4-9- 12	R7 (R7~R9)	—

事業番号1 住之江工場更新事業については、平成30~令和4年度工事実施予定。令和4年度完成予定。

事業番号2 鶴見工場建替事業については、令和5~10年度工事実施予定。令和10年度完成予定。(次期地域計画以降)

事業番号3 環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他1施設新築事業については、令和5年度完成予定。

事業番号4 (仮称)守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業については、令和9年度完成予定。(次期地域計画以降)

(4) 施設整備に係る計画支援事業

鶴見工場建替事業、環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他1施設新築事業及び(仮称)守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業に係り以下の計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
2	鶴見工場建替事業(事業番号2)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査業務	(R2)~R3
	鶴見工場建替事業(事業番号2)に係る事業者選定アドバイザー事業	事業者選定支援業務	R3~R4
	鶴見工場建替事業(事業番号2)に係る土壌汚染状況調査事業	土壌汚染状況調査業務	R4~R5
3	環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他1施設新築事業に係る実施設計事業	代替施設新設整備に伴う実施設計業務	R3
4	(仮称)守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業(事業番号4)に係る有害物質・DXN類等測定事業	解体工事の前に行う有害物質・DXN類等測定業務	R5
	(仮称)守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業(事業番号4)に係る土壌汚染状況調査事業	土壌汚染状況調査業務	R5
	(仮称)守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業(事業番号4)に係る解体工事設計事業	解体工事に係る設計業務	R5~R6
	(仮称)守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業(事業番号4)に係る建設工事設計事業	整備事業に係る設計業務	R7

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害時のごみ処理対策

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については各構成市が策定した「地域防災計画」及び「災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

イ 廃家電・使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発

大阪市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法が定める廃家電・使用済小型家電について、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民に対し、啓発を行うとともにリサイクルルートへの適切な誘導を行う。

八尾市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適正な処分を行い、市民への処分方法については、市ホームページや「ごみの分け方・出し方ハンドブック」等を活用し、広く周知を行う。

松原市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適正な処分及び、市民に対して処分方法について周知を徹底する。

守口市では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法対象品目の適切な処分方法について、「家庭ごみ編ごみの排出手引き（保存版）」や市ホームページなどに掲載し、周知を徹底する。

ウ 不法投棄防止対策

大阪市では、不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導することにより、不法投棄防止を図る。

八尾市では、関係課及び警察と連携したパトロールの実施、不法投棄が多い地域にて啓発看板の配布や設置を行うなど、不法投棄されにくい環境の整備を推進する。

松原市では、不法投棄防止看板の配布、監視カメラの設置や見回りパトロールを実施し不法投棄の抑制に努める。

守口市では、警察や関係部局から構成される不法投棄対策会議を設置し、不法投棄に係る情報交換や協議を行うなど、今後も関係機関と連携を密にし、分別排出と適正処理を促進させるため、不適正処理である不法投棄の防止に努める。また、今後も継続して、広報もりぐち、市ホームページなどで土地所有者や建物管理者等への不法投棄防止の啓発を行っていく。また、発生した不法投棄については、警察など関係機関と連携して、排出者への指導に努める。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市と環境施設組合は、計画の進捗状況について把握し、必要に応じて、国及び大阪府と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結

果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1. 地域の概要

(1) 地域名	大阪広域地域		(2) 地域内人口	3,275,901 人 (R2.4.1現在)	(3) 地域面積	296,339 ㎡
(4) 構成市町村名等	大阪市 八尾市 松原市 守口市 大阪広域環境施設組合	面積	沖繩 離島 奄美 霧島 山村 半島 過疎 其他	(5) 地域の要件※	設立 (予定) 年月日 : 平成 26 年 11 月 25 日 (設立) 認可予定	
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村 : 大阪市 八尾市 松原市 守口市 設立されていない場合、今後の見通し :					

※ 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	事業系	過去の状況・現状 【割合】※1							目標 【割合】※1	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和9年度	
排出量	総排出量 (トン)	606,831	591,103	593,428	618,841	625,015	557,314	R1比 [-10.8%]		
	1 事業所あたりの排出量 (トン/事業所)	2.8	2.9	2.9	3.1	3.1	2.8	R1比 [-9.7%]		
再生利用量	総排出量 (トン)	522,672	510,676	509,053	519,108	511,274	461,567	R1比 [-9.7%]		
	1 人あたりの排出量 (kg/人)	141	137	136	138	135	123	R1比 [-8.9%]		
エネルギー回収量	合計 事業系・生活系総排出量合計 (トン)	1,129,503	1,101,779	1,102,481	1,137,949	1,136,289	1,018,881	R1比 [-10.3%]	集計中	
	直接資源化量 (トン)	21,592 [1.9%]	20,243 [1.8%]	23,642 [2.1%]	24,690 [2.2%]	24,183 [2.1%]	8,300	[0.8%]		
最終処分量	総資源化量 (トン)	127,274 [10.7%]	124,372 [10.7%]	125,699 [10.9%]	127,141 [10.7%]	126,588 [10.6%]	149,834	[13.6%]		
	エネルギー回収量 (年間) (MWh)	454,237	458,829	459,994	480,798	491,097	438,916			
埋立最終処分量	エネルギー回収量 (年間) (GJ)	16,061	26,388	19,989	19,952	17,367	17,367			
	埋立最終処分量 (トン)	165,663 [14.7%]	157,000 [14.2%]	154,093 [14.0%]	161,922 [14.2%]	162,645 [14.3%]	146,442	[14.4%]		

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は (排出量合計+資源集回収量) に対する割合、その他は排出量合計に対する割合

※2 (1 事業所あたりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量) } / (事業所数)

※3 (1 人あたりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量) } / (人口)

※4 平成26年及び平成28年経済センサス報告の事業所数より算出

《指標の定義》

- 排出量 : 事業系ごみ・生活系ごみを問わず出されたごみの量 (資源集回収されたごみは除く)
- 総資源化量 : 資源集回収量、直接資源化量、中間処理後の資源化量及び処理後再生利用量の和
- エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の電力量 (単位: MWh) 及び熱利用量 (単位: GJ)
- 最終処分量 : 埋立処分された量

標準型社会形成推進交付金等事業実施計画継続表-2

事業番号	事業種別	事業名称	事業主体名称	規模	単位	事業期間 交付期間	総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備 考
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
0	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場	住之工場更新事業	400	㎡	令和3年度	25,211,648	6,220,362	9,763,219	146,505	2,294,807	6,786,755	17,604,548	5,459,896	7,274,309	73,866	1,005,292	3,791,183	全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)		
						令和4年度	15,983,581	6,220,362	9,763,219	0	0	12,794,505	5,459,896	7,274,309	0	0	0	0		0	0
1	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	400	㎡	令和3年度	3,748,680	2,249,499	1,499,181			3,748,680	2,249,499	1,499,181				全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	8,985,525	3,210,397	5,775,128			8,985,525	3,210,397	5,775,128							
2	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	620	㎡	令和3年度	3,249,376	760,466	2,488,910			3,249,376	760,466	2,488,910				全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	9,228,067	0	0	146,505	2,294,807	6,786,755	4,870,341	0	0	73,866	1,005,292		3,791,183		
3	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	620	㎡	令和3年度	4,870,341	0	0	73,866	1,005,292	4,870,341	0	0	73,866	1,005,292	3,791,183	全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	4,357,726	0	0	72,639	1,288,515	2,895,572	0	0	0	0	0		0	0	
4	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	620	㎡	令和3年度	1,463,327	0	281,542	268,259	0	913,526	1,405,663	0	279,392	212,745	0	913,526	全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)		
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
5	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	620	㎡	令和3年度	492,137	2,793,392	212,745			492,137	2,793,392	212,745				全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	57,664	0	2,150	55,514			0	0	0	0	0		0	0	0
6	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	913,526	0	0			913,526	0	0				全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
7	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	274,978	64,408	30,424	109,283	46,504	24,359	272,912	62,770	29,996	109,283	46,504	24,359	全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)		
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
8	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	37,235	37,235				37,235	37,235					全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
9	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	45,100	16,440	28,640			45,100	16,440	28,640				全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	2,066	1,638	428			0	0	0	0	0	0		0	0	0
10	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	48,787	0	1,366	46,431		48,787	0	1,366	46,431			全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)			
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
11	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	9,075	9,075				9,075	9,075				全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)				
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
12	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	2,618	0	2,618			2,618	0	2,618			全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)				
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
13	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	58,234	0	58,234			58,234	0	58,234			全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)				
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
14	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	46,504	0	46,504			46,504	0	46,504			全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)				
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
15	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	24,359	0	24,359			24,359	0	24,359			全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)				
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
16	〇エネルギー回収施設整備に関する事業	住之工場更新事業	大塚広域環境施設組合	1,500	㎡	令和3年度	26,949,953	6,264,770	10,075,185	524,047	2,241,311	7,724,640	19,283,121	5,522,866	7,583,897	395,994	1,051,796	4,729,068	全体事業費:18,877,168千円 (工事:1600~R4)		
						令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0

(注) 大塚広域環境施設組合の構成市は、大塚市・八尾市・松原市・守口市である。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪市
(2) 施設名称	(仮称) 鶴見資源ごみ中継地、鶴見容器包装プラスチック中継施設
(3) 工期 ※1	令和4年度～令和5年度
(4) 施設規模	○資源ごみ中継地 200㎡ ○容器包装プラスチック中継施設 262㎡
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	ストックヤード・容器包装リサイクル推進施設
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtockヤード対象物	資源ごみ（缶・びん・ペットボトル・金属製生活用品等）
-----------------	----------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	容器包装プラスチック
----------------------	------------

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	549,801千円 うち、交付対象事業費 492,137千円
----------------	-----------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	守口市
(2) 施設名称	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2
(3) 工期 ※1	令和7年度 (全体：令和7年度～令和9年度)
(4) 施設規模	〇資源ごみストックヤード 1,590㎡
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	ストックヤード
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtockヤード対象物	資源ごみ（蛍光管・乾電池・小型家電・小型二次電池・古紙・古布・製品プラスチック等）
-----------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	913,526千円（全体：1,861,916千円） うち、交付対象事業費 913,526千円（全体：1,861,916千円）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（エネルギー回収型廃棄物処理施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪広域環境施設組合
(2) 施設名称	住之江工場
(3) 工期 ※1	令和3年度～令和4年度（全体：平成30年度～令和4年度）
(4) 施設規模	処理能力 400t/日（200t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式全連続式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 23.0%）・無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱利用率 未定%）・無
(7) 地域計画の役割 ※2	6工場体制での安定した処理体制の維持を図る
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	KWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※1	15,983,581千円（全体：19,877,192千円） うち、交付対象事業費 12,734,205千円（全体：15,479,814千円）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きにすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう活用するかについても記載すること。

施設概要（エネルギー回収型廃棄物処理施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪広域環境施設組合
(2) 施設名称	鶴見工場
(3) 工期 ※1	令和5年度～令和7年度（全体：令和5年度～令和10年度）
(4) 施設規模	処理能力 620t/日（310t/日 × 2炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式全連続式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 24.0 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱利用率 未定 %） ・ 無
(7) 地域計画の役割 ※2	6工場体制での安定した処理体制の維持を図る
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	KWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※1	9,228,067千円（全体：49,293,783千円） うち、交付対象事業費 4,870,341千円（全体：30,141,648千円）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きにすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう活用するかについても記載すること。

計画支援概要

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪広域環境施設組合		
(2) 事業目的	鶴見工場建替事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備）に係る計画支援事業		
(3) 事業名称	鶴見工場建替事業に係る 生活環境影響調査事業	鶴見工場建替事業に係る 事業者選定アドバイザー事業	鶴見工場建替事業に係る 土壌汚染状況調査事業
(4) 事業期間 ※1	令和3年度 (全体：令和2年度～令和3年度)	令和3年度～令和4年度	令和4年度～令和5年度
(5) 事業概要	事業の実施に伴う周辺環境 に及ぼす影響を把握するための 調査・測定業務	実施方針・要求水準書等の 作成及び事業者選定支援業務	事業実施に伴う 土壌汚染状況調査業務
(6) 総事業計画額 ※1	37,235千円（全体：97,196千円） うち、交付対象事業費 37,235千円（全体：97,196千円）	47,166千円 うち、交付対象事業費 45,100千円	49,787千円 うち、交付対象事業費 49,787千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計画支援概要

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	大阪市
(2) 事業目的	環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他 1 施設新築事業 (マテリアルリサイクル推進施設の整備) に係る計画支援事業
(3) 事業名称	環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他 1 施設新築事業実施に係る実施設計事業
(4) 事業期間 ※1	令和3年度
(5) 事業概要	鶴見工場建替事業に伴い環境施設組合は、現行の大阪市環境局鶴見資源ごみ中継地、鶴見容器包装プラスチック中継施設の事業用用地が必要となったことから、大阪市は、機能を移転するため、守口市クリーンセンター跡地に代替施設を新設する事業を行う予定である。(現行施設は令和5年5月末で廃止し、令和5年6月より新施設で事業開始予定。)
(6) 総事業計画額 ※1	9,075千円 うち、交付対象事業費 9,075千円

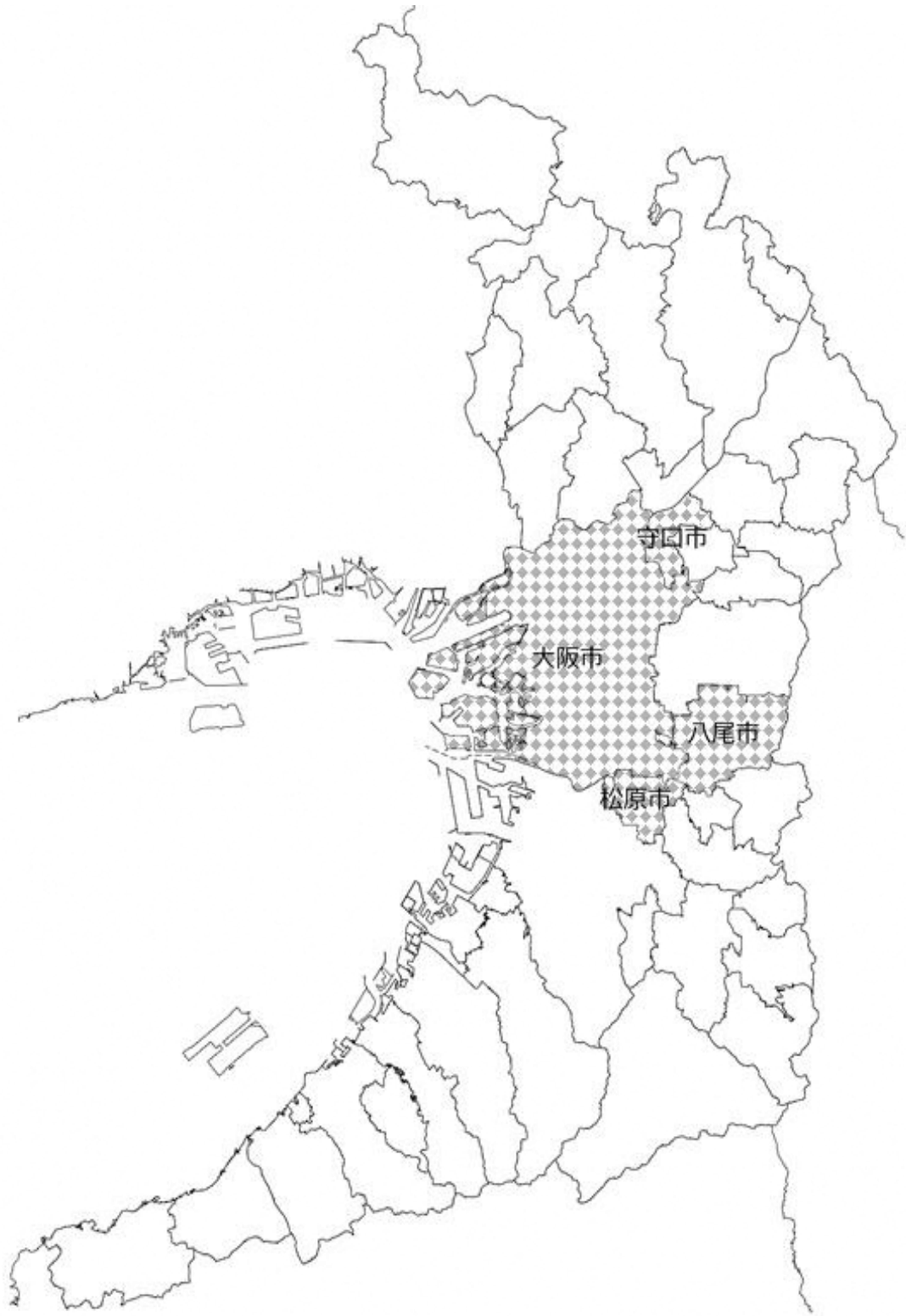
※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計画支援概要

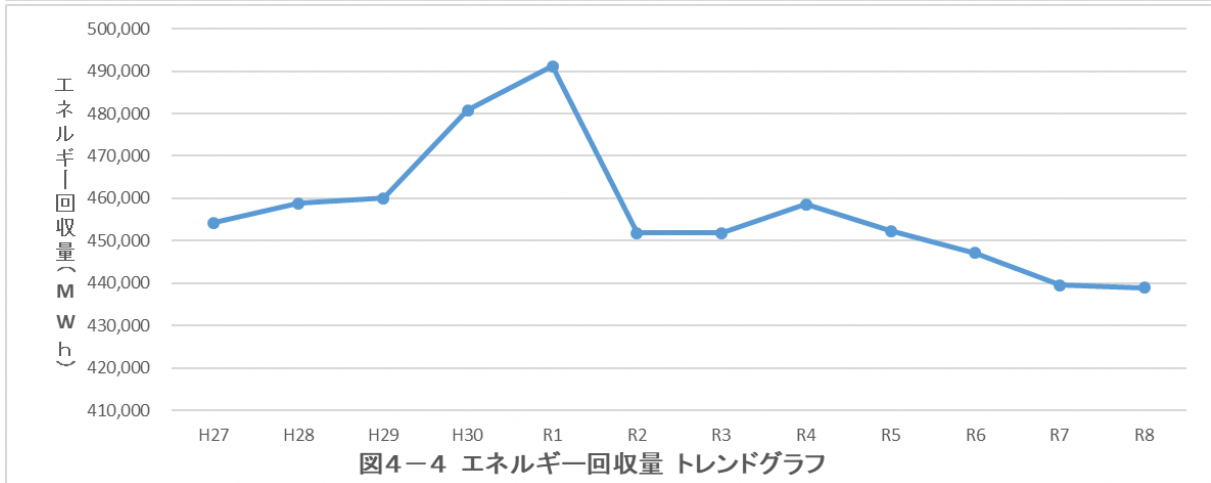
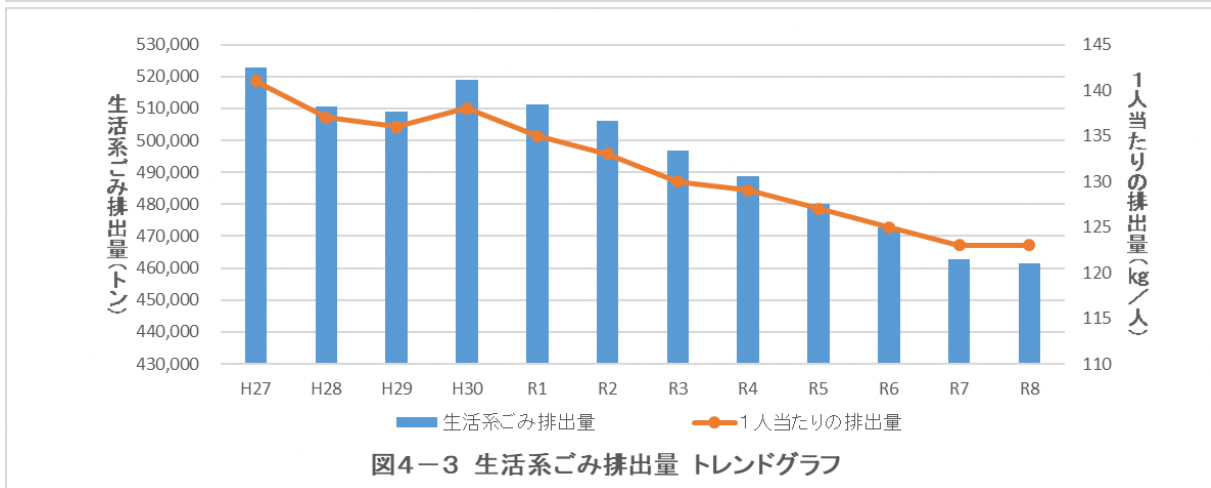
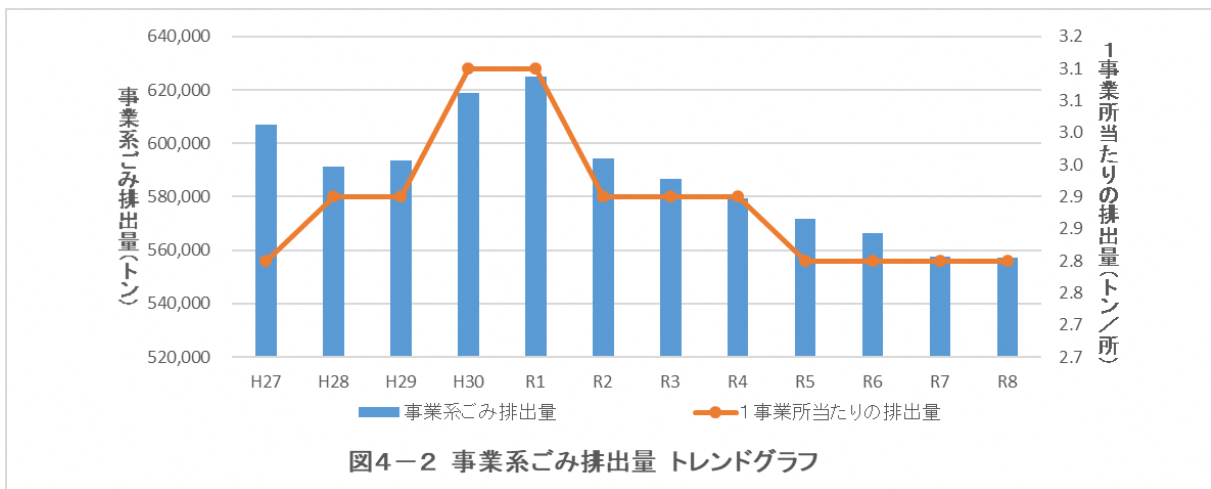
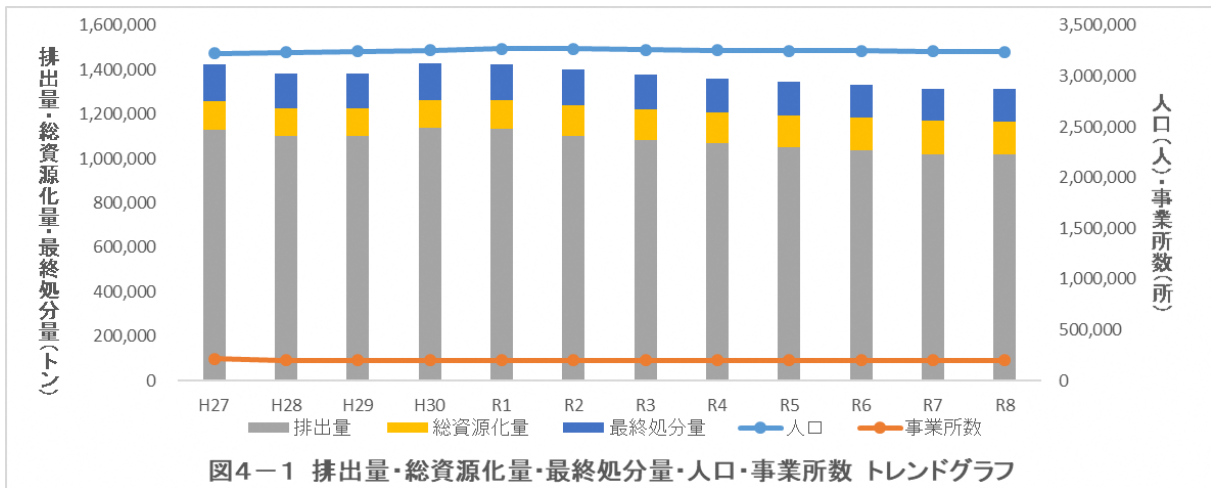
都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	守口市			
(2) 事業目的	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業 (マテリアルリサイクル推進施設の整備) に係る計画支援事業			
(3) 事業名称	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業に係る有害物質・DXN類等測定事業	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業に係る土壌汚染状況調査事業	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業に係る解体工事設計事業	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2整備事業に係る建設工事設計事業
(4) 事業期間 ※1	令和5年度	令和5年度	令和5年度～令和6年度	令和7年度
(5) 事業概要	解体工事の前に行う有害物質・DXN類等測定業務(労働安全衛生規則第592条の2第2項等により実施する)	事業実施に伴う土壌汚染状況調査業務	解体工事に係る設計業務	整備事業に係る設計業務
(6) 総事業計画額 ※1	2,618千円 うち、交付対象事業費 2,618千円	58,234千円 うち、交付対象事業費 58,234千円	46,504千円 うち、交付対象事業費 46,504千円	24,359千円 うち、交付対象事業費 24,359千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。



対象地域図 (図3)



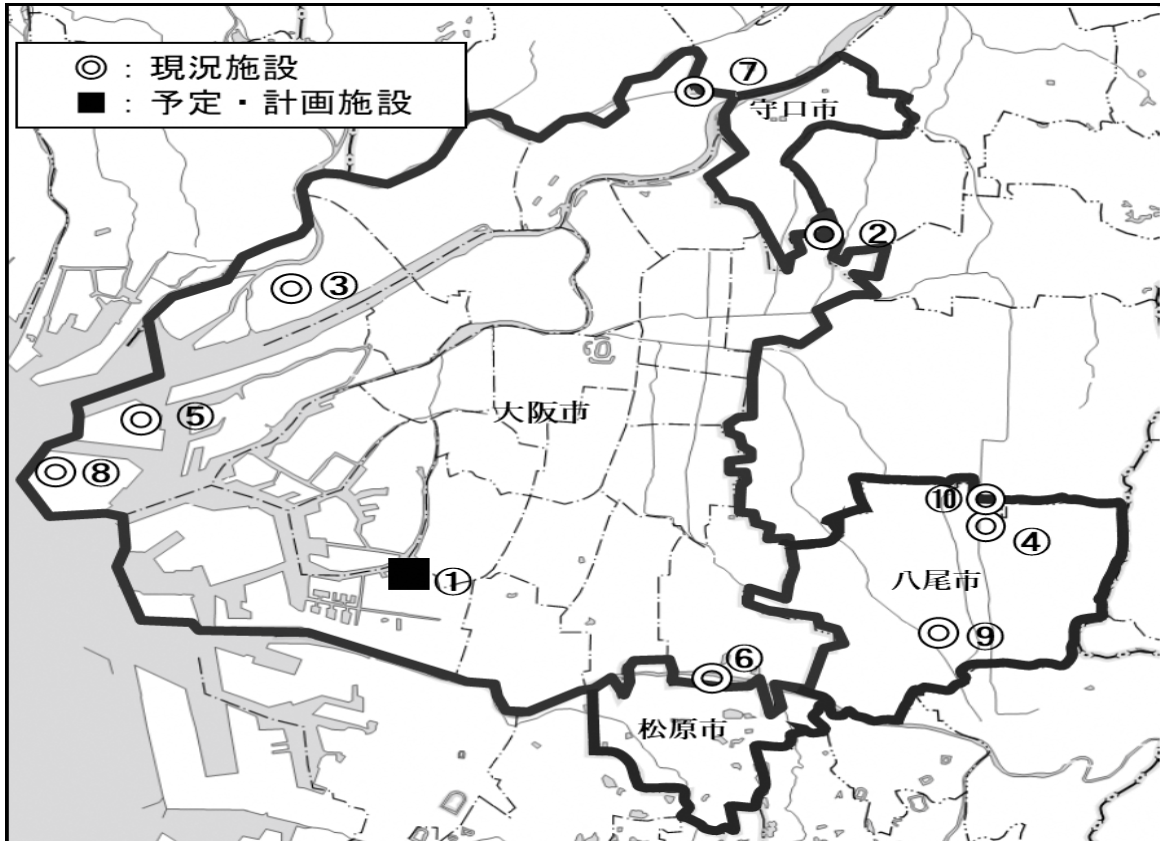


図5 大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市及び環境施設組合の処理施設の状況

番号	名称	所在地	規模	竣工
①	大阪広域環境施設組合 住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋4-1-26	焼却処理：400t/日	令和4年度予定
②	大阪広域環境施設組合 鶴見工場	大阪市鶴見区焼野2-11-5	焼却処理：600t/日	平成元年度
③	大阪広域環境施設組合 西淀工場	大阪市西淀川区大和田2-5-68	焼却処理：600t/日	平成6年度
④	大阪広域環境施設組合 八尾工場	八尾市上尾町7-1	焼却処理：600t/日	平成6年度
⑤	大阪広域環境施設組合 舞洲工場	大阪市此花区北港白津1-2-48	焼却処理：900t/日 粗大ごみ破碎（回転式）：120t/5h "（低速回転せん断式）：50t/5h	平成13年度
⑥	大阪広域環境施設組合 平野工場	大阪市平野区瓜破南1-3-14	焼却処理：900t/日	平成14年度
⑦	大阪広域環境施設組合 東淀工場	大阪市東淀川区南江口3-16-6	焼却処理：400t/日	平成21年度
⑧	大阪広域環境施設組合 北港処分地南地区（舞洲第1区）	大阪市此花区舞洲1丁目地先	面積：73.1万㎡、埋立容量：1,169万㎡	昭和60年度
⑨	八尾市立リサイクルセンター	八尾市曙町2-11	粗大ごみ破碎施設：32t/日 資源ごみ選別施設：14t/日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設：10t/日 ペットボトル圧縮梱包施設：2t/日	平成20年度
⑩	八尾市一般廃棄物最終処分場	八尾市上尾町9-36	面積：12,300㎡、埋立容量：7万㎡	平成7年度

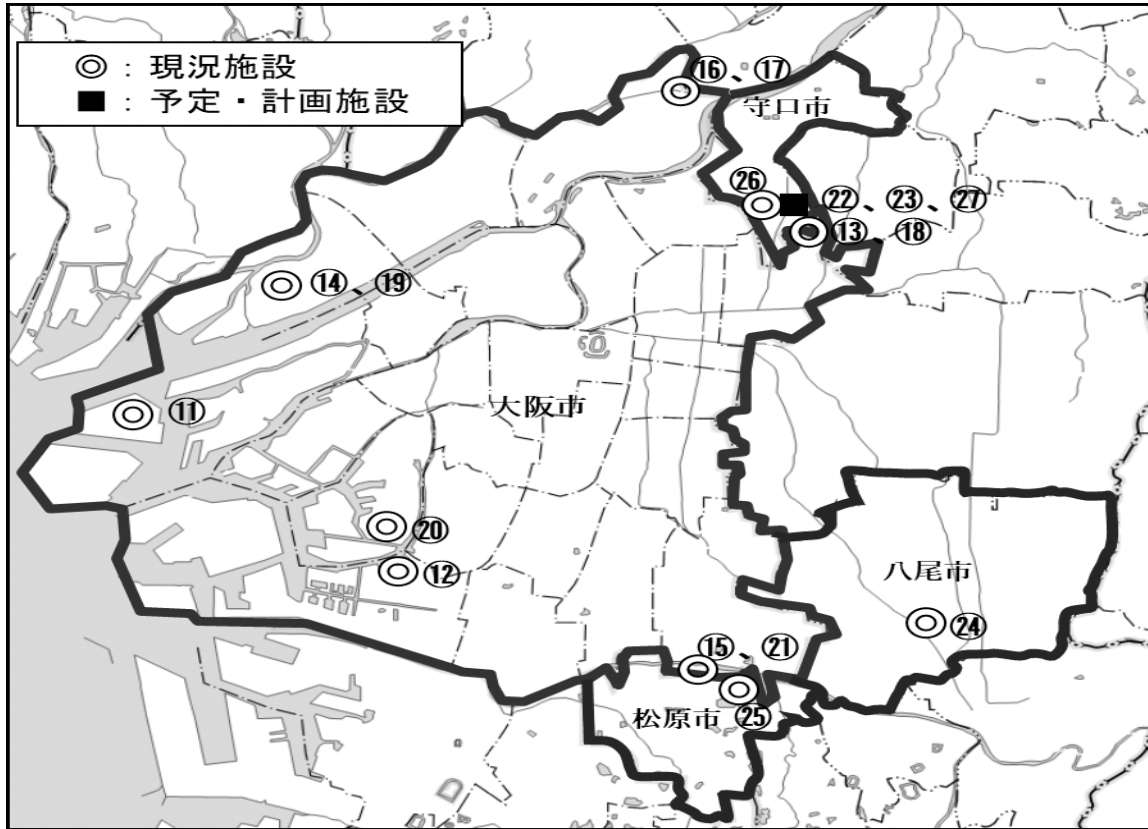
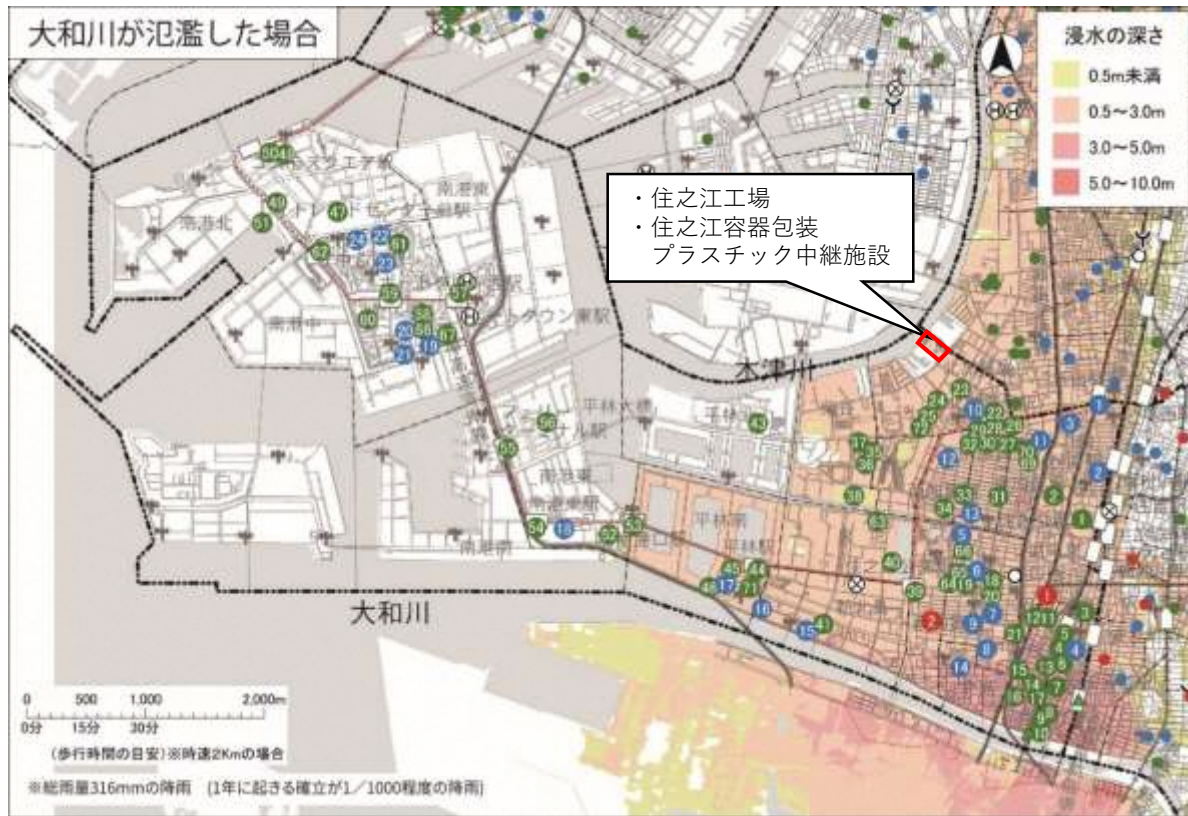


図6 大阪市、八尾市、松原市、守口市、4市のストックヤード等の状況

番号	名称	所在地	規模	竣工
⑪	舞洲容器包装プラスチック中継施設	大阪市此花区北港白津1-2-48 環境施設組合舞洲工場敷地内	85㎡	平成13年度
⑫	住之江容器包装プラスチック中継施設	大阪市住之江区北加賀屋4-1-26 環境施設組合住之江工場敷地内(平成30年4月1日より休止中)	190㎡	平成13年度
⑬	鶴見容器包装プラスチック中継施設	大阪市鶴見区焼野2-11-1 環境施設組合鶴見工場敷地内	288㎡	平成15年度
⑭	西淀容器包装プラスチック中継施設	大阪市西淀川区大和田2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内	288㎡	平成15年度
⑮	平野容器包装プラスチック中継施設	大阪市平野区瓜破南1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内	432㎡	平成17年度
⑯	東淀容器包装プラスチック中継施設	大阪市東淀川区南江口3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内	244㎡	平成22年度
⑰	東北方面資源ごみ中継地	大阪市東淀川区南江口3-16-1 環境施設組合東淀工場敷地内	132㎡	平成22年度
⑱	鶴見資源ごみ中継地	大阪市鶴見区焼野2-11-5 環境施設組合鶴見工場敷地内	88㎡	平成6年度
⑲	西北方面資源ごみ中継地	大阪市西淀川区大和田2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内	72㎡	平成6年度
⑳	西南方面資源ごみ中継地	大阪市大正区南恩加島1-11-24 もと大正工場敷地内	102㎡	平成6年度
㉑	東南方面資源ごみ中継地	大阪市平野区瓜破南1-3-40 東南環境事業センター敷地内	170㎡	平成6年度
㉒	(仮称) 鶴見容器包装プラスチック中継施設	大阪市鶴見区焼野3-2-37	262㎡	令和5年度予定
㉓	(仮称) 鶴見資源ごみ中継地	大阪市鶴見区焼野3-2-37	200㎡	令和5年度予定
㉔	八尾市立リサイクルセンター	八尾市曙町2-11	624㎡	平成20年度
㉕	松原市分別(資源化)センター	松原市別所9-1-6	990.69㎡	平成4年度
㉖	守口市クリーンセンターストックヤード	守口市寺方錦通4-9-12	2,400㎡	平成19年度
㉗	(仮称) 守口市クリーンセンターストックヤード第2	守口市寺方錦通4-9-12	1,590㎡	令和9年度予定

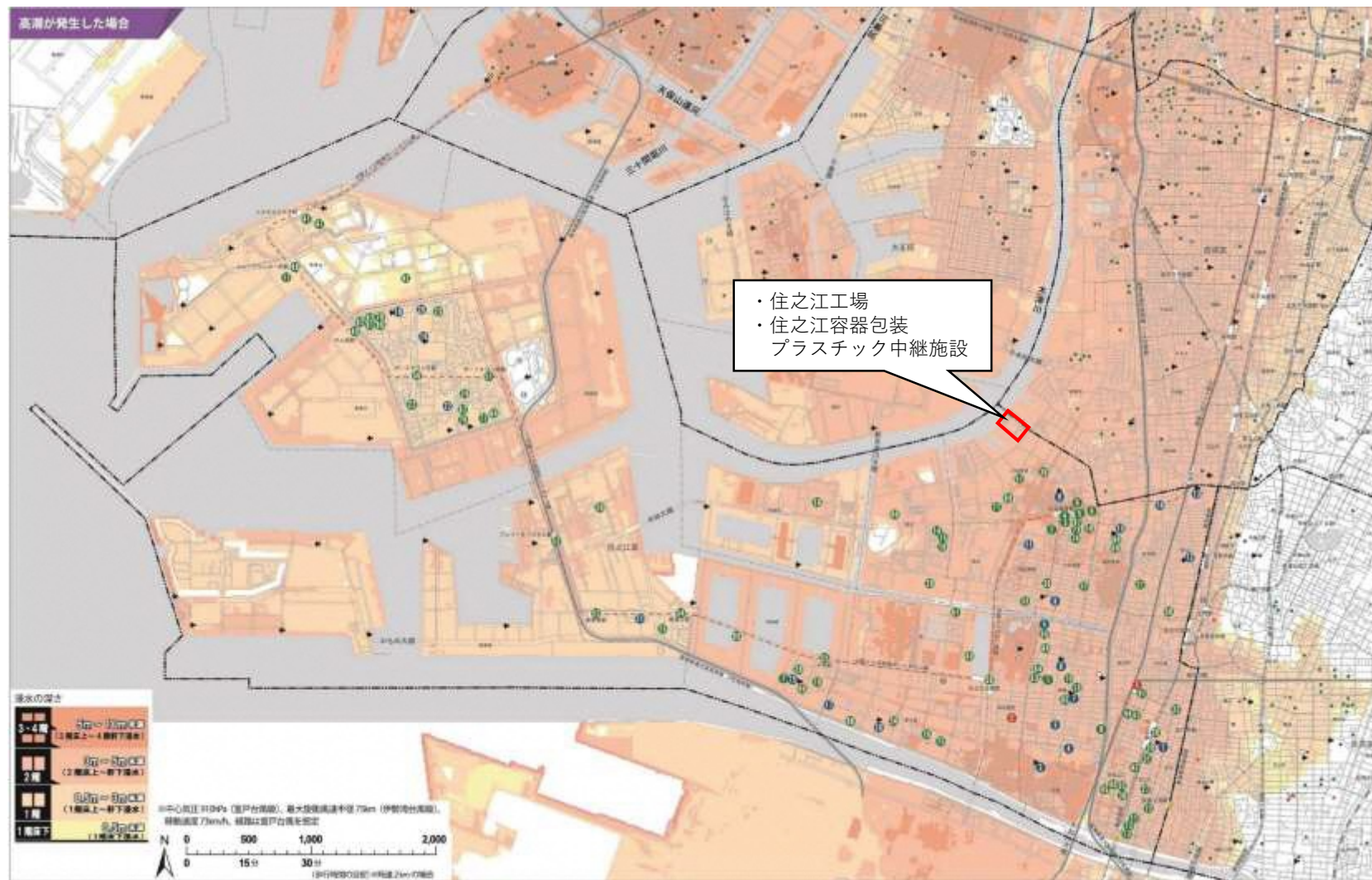
①大阪広域環境施設組合 住之江工場
 ⑫住之江容器包装プラスチック中継施設
 周辺水害ハザードマップ



①大阪広域環境施設組合 住之江工場
 ⑫住之江容器包装プラスチック中継施設
 周辺水害ハザードマップ

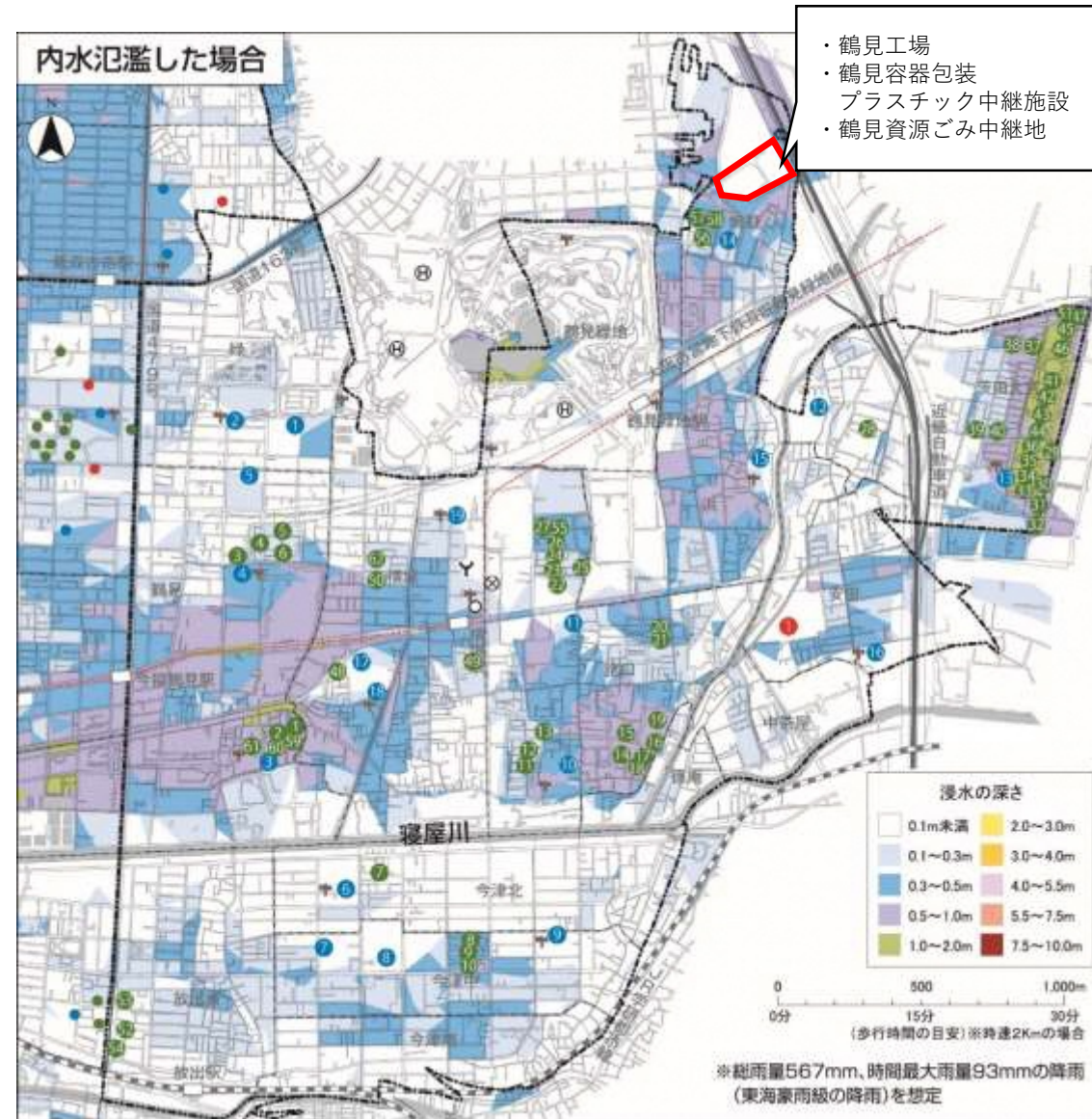
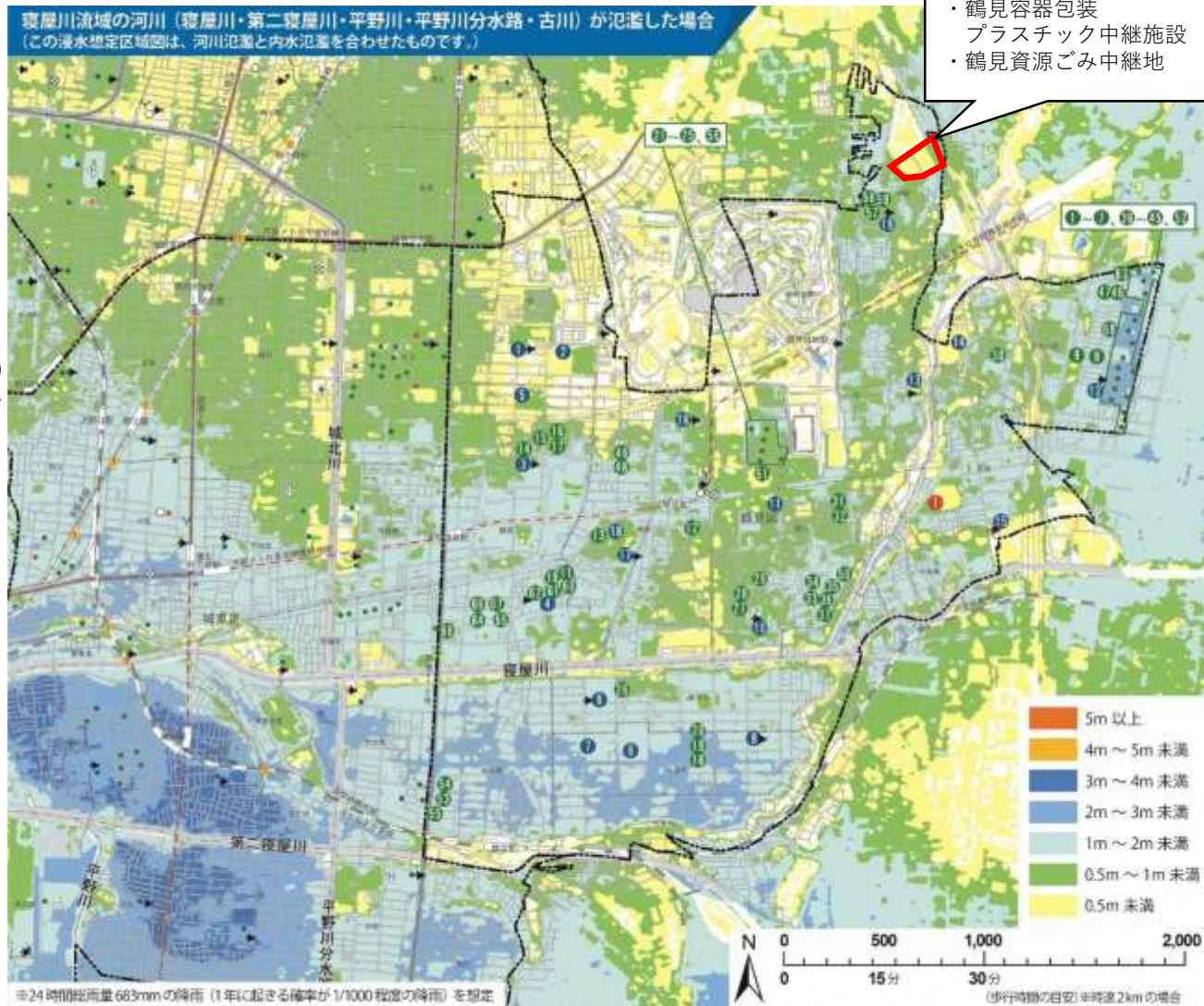


①大阪広域環境施設組合 住之江工場
⑫住之江容器包装プラスチック中継施設
周辺水害ハザードマップ



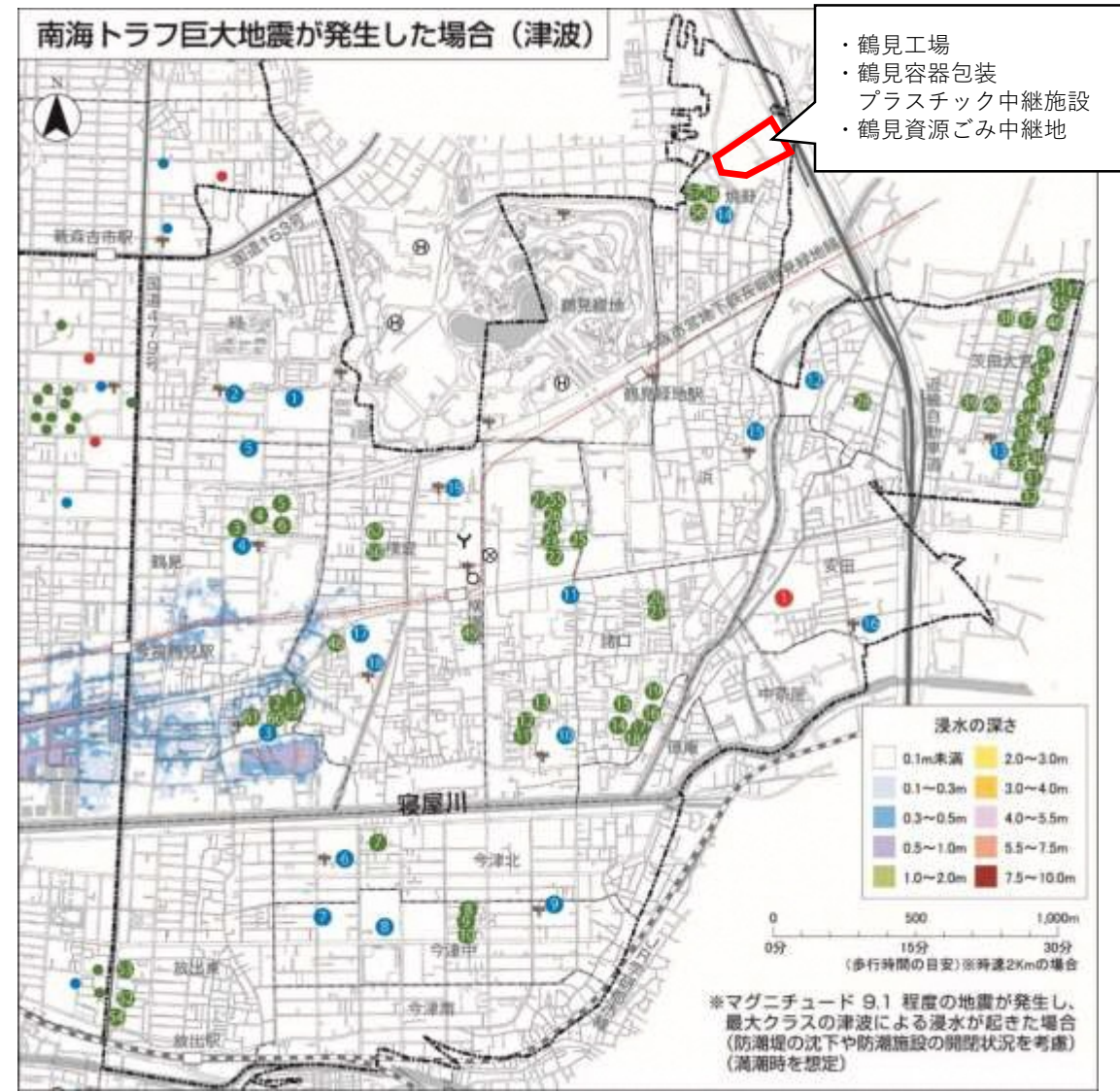
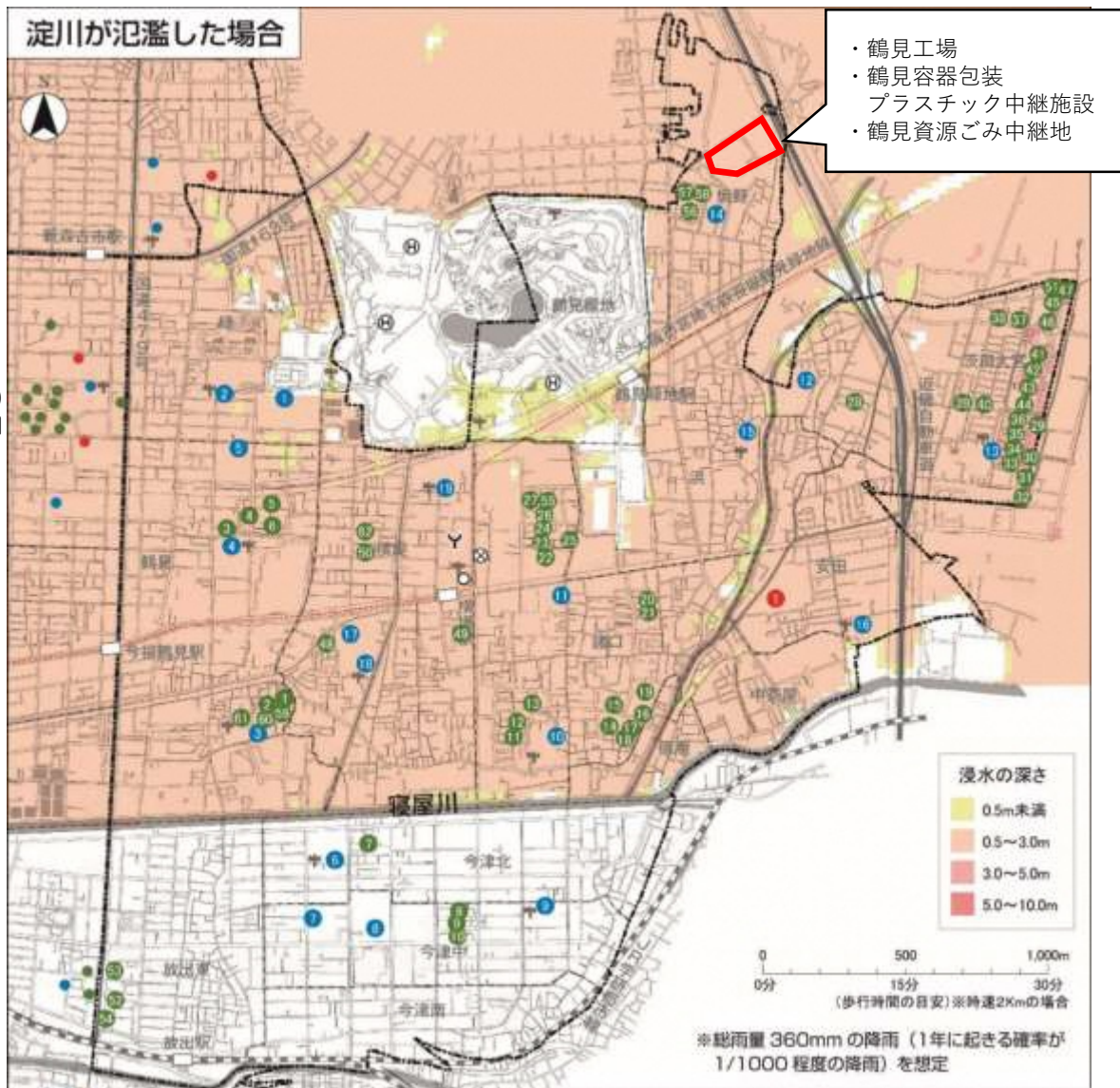
②大阪広域環境施設組合 鶴見工場

⑬鶴見容器包装プラスチック中継施設、⑱鶴見資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



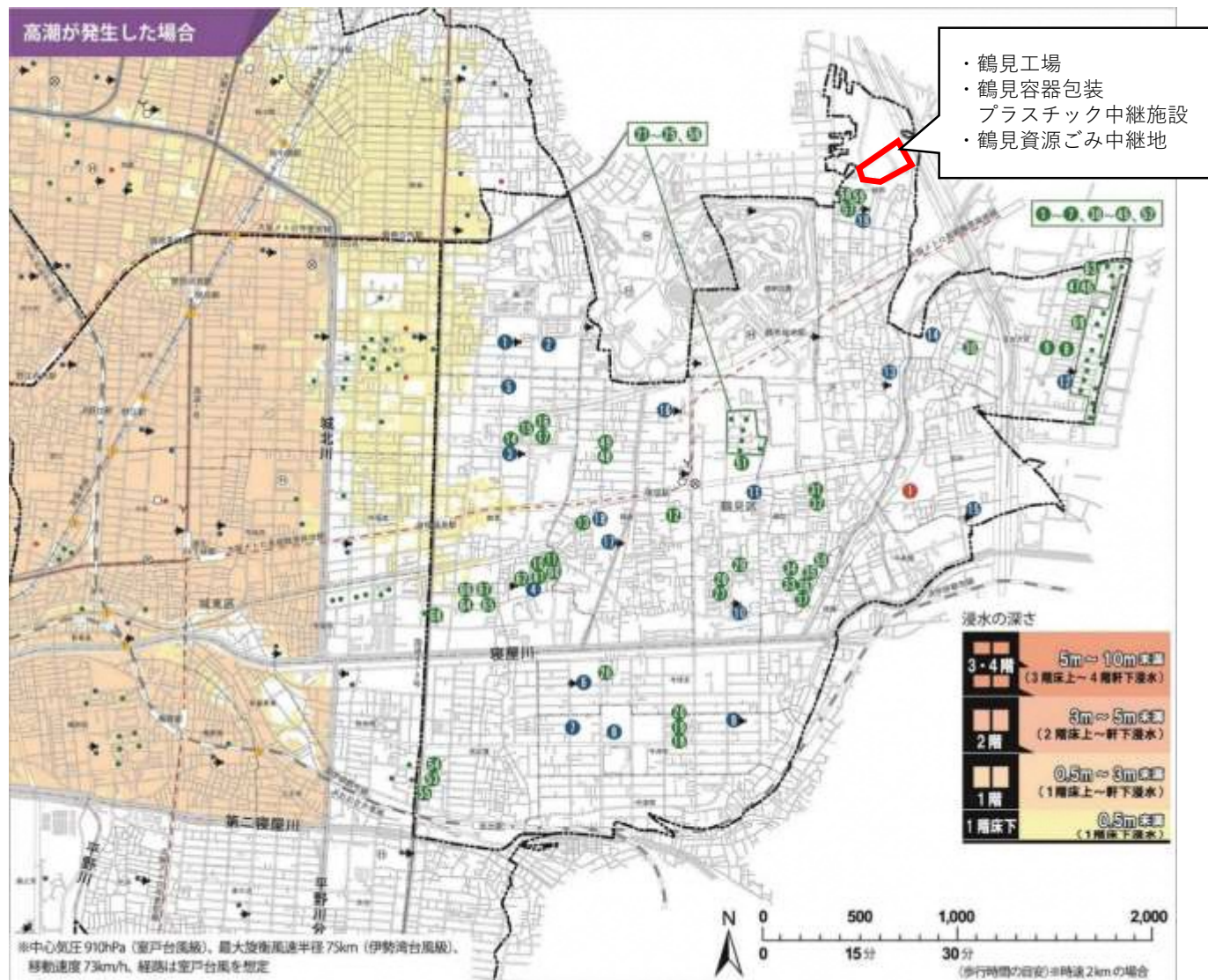
②大阪広域環境施設組合 鶴見工場

⑬鶴見容器包装プラスチック中継施設、⑱鶴見資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



②大阪広域環境施設組合 鶴見工場

⑬鶴見容器包装プラスチック中継施設、⑱鶴見資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



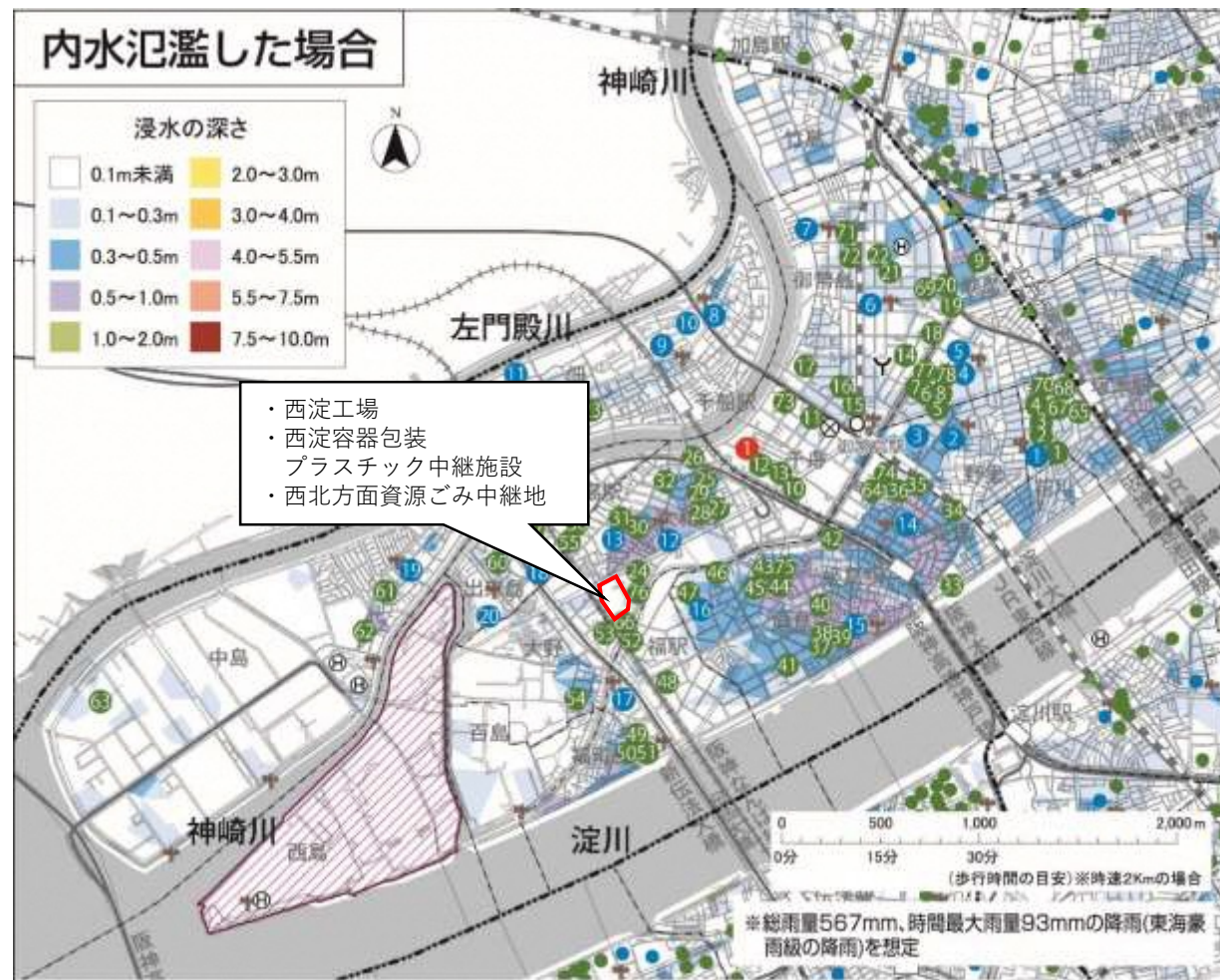
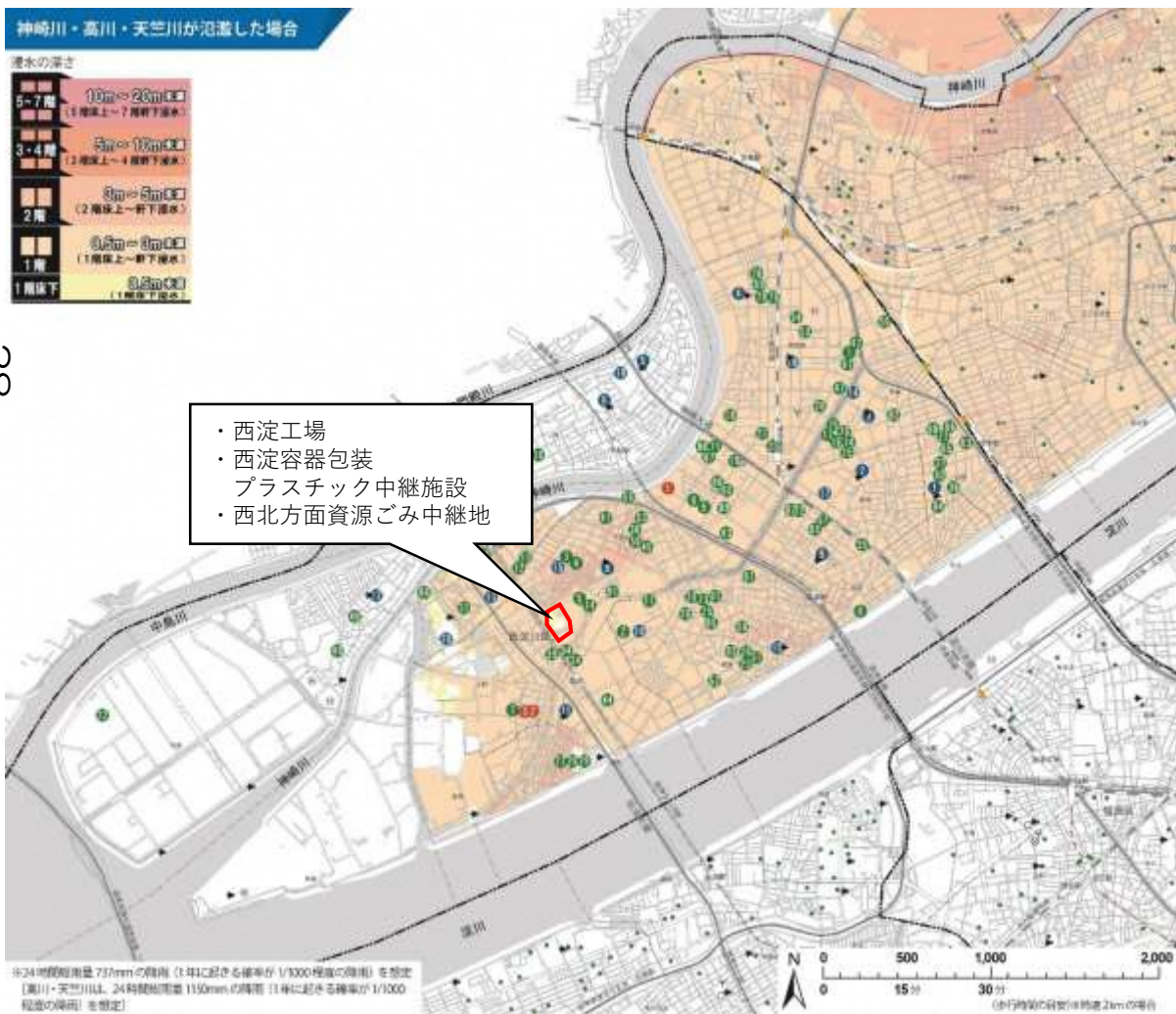
③大阪広域環境施設組合 西淀工場

⑭西淀容器包装プラスチック中継施設、⑲西北方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



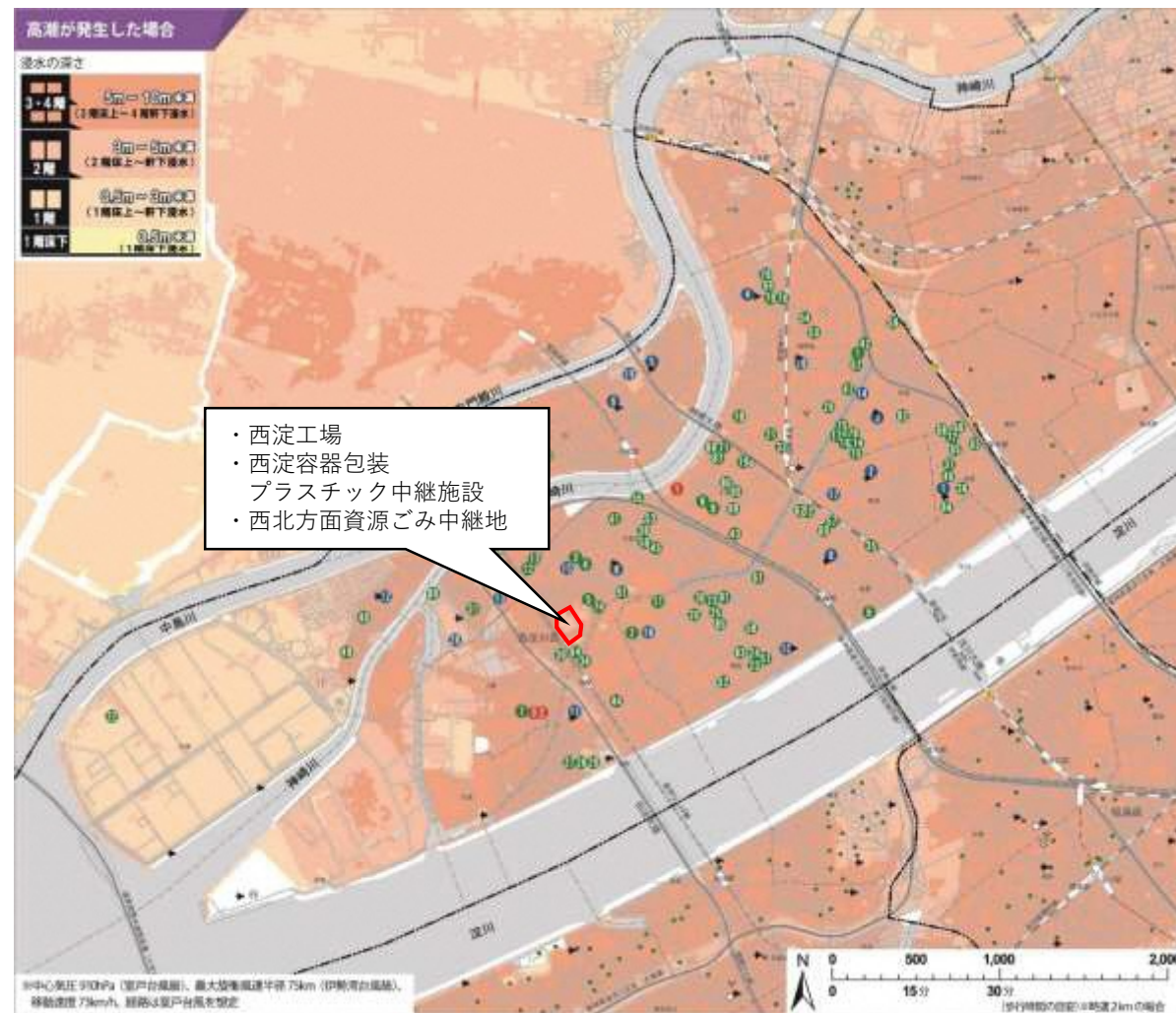
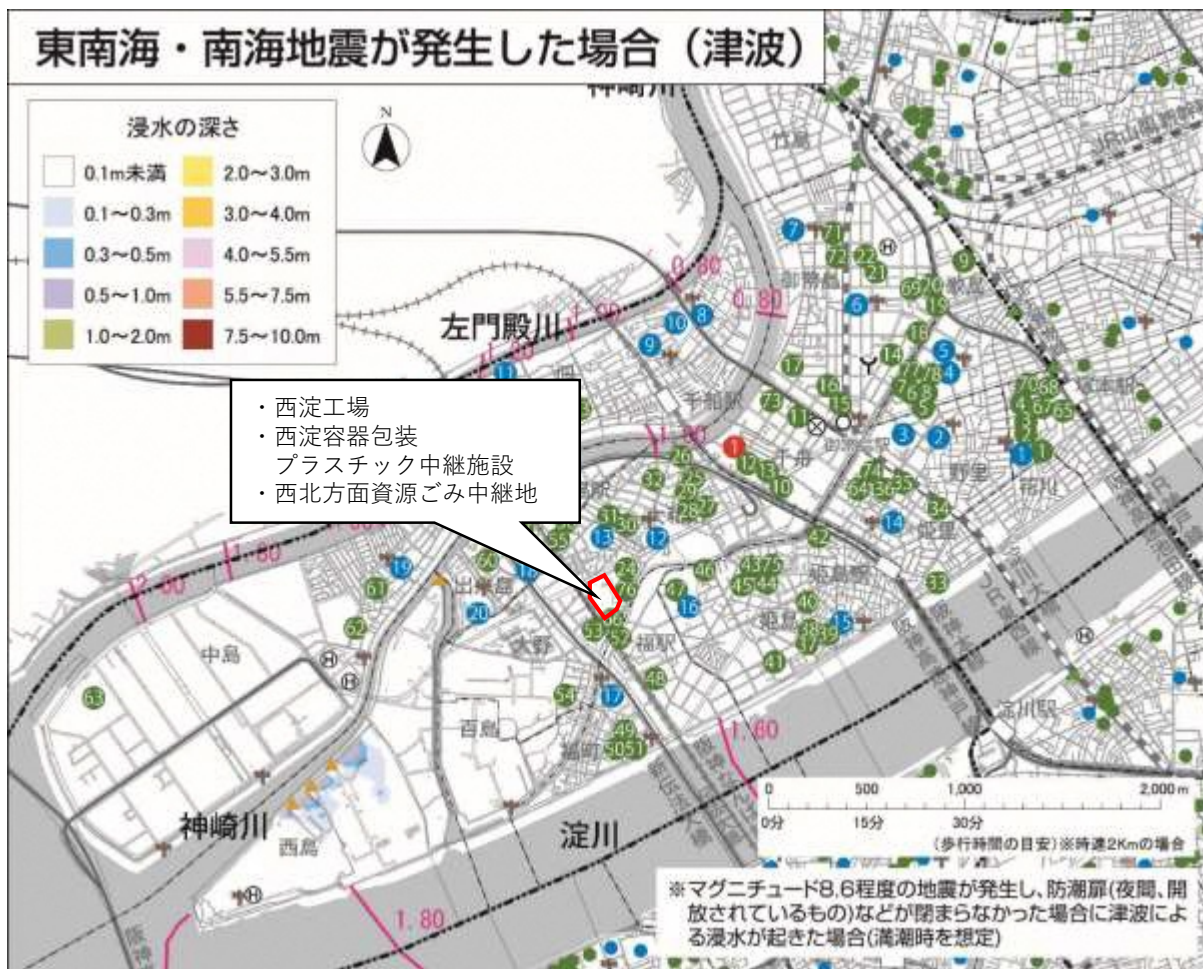
③大阪広域環境施設組合 西淀工場

⑭西淀容器包装プラスチック中継施設、⑲西北方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



③大阪広域環境施設組合 西淀工場

⑭西淀容器包装プラスチック中継施設、⑲西北方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



④大阪広域環境施設組合 八尾工場

⑩八尾市一般廃棄物最終処分場

周辺水害ハザードマップ



浸水深の目安
Guide to flood water depths / 浸水深の目安 / 浸水深の目安 / Referencia da profundidade de Inersão / Tiêu chuẩn độ sâu nước tràn ngập

※本マップの浸水深・家屋倒壊等氾濫想定区域の配色は全てこちらの配色で統一しています。

<p>5.0m以上の区域 安全な建物や避難所等へ 一対も早く避難。</p>	<p>Zones with flooding of 5.0 m or higher / 5.0m 3.93ft / 5.2m or higher / Área acima de 5.0 m / Área acima de 5.0 m / 3.93ft or higher</p>	<p>河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域 家屋の基礎を支える地盤が流出し 家屋が倒壊するような河岸浸食の 発生が想定され、早期の立退き避 難が必要な区域。</p>
<p>2.0～5.0m未満の区域 2階の軒下まで浸水する恐れ。 3階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Zones with flooding of 2.0-5.0m / 2.0-5.0m 6.56ft / 2.0-5.0m / 6.56ft / Área de 2.0m até menos de 5.0m / 1.97m até 4.92m</p>	<p>氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域 木造家屋が倒壊するような堤防決 壊等に伴う氾濫流の発生が想定さ れ、早期の立退き避難が必要な区域。</p>
<p>1.0～2.0m未満の区域 1階の軒下まで浸水する恐れ。 2階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Zones with flooding of 1.0-2.0m / 1.0-2.0m 3.28ft / 1.0-2.0m / 3.28ft / Área de 1.0m até menos de 2.0m / 2.98ft até 6.56ft</p>	<p>0.5m未満の区域 避難が滞った場合に陥って、 自宅の上層階で待機。</p>
<p>0.5～1.0m未満の区域 大人の腰程度の高さまで浸水。 2階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Zones with flooding of 0.5-1.0m / 0.5-1.0m 1.64ft / 0.5-1.0m / 1.64ft / Área de 0.5m até menos de 1.0m / 1.64ft até 3.28ft</p>	<p>0.5m未満の区域 避難が滞った場合に陥って、 自宅の上層階で待機。</p>
<p>0.5m未満の区域 避難が滞った場合に陥って、 自宅の上層階で待機。</p>	<p>Zones with flooding of 0.5 m or lower / 0.5m 1.64ft / 0.5m or lower / Área de menos de 0.5m / 1.64ft or lower</p>	<p>このマップで色がついていない場所や浸水深の浅い場所でも、雨の降り方や堤防の決壊する場所によつては、想定される浸水深よりも深くなる場合がありますので注意してください。</p>
<p>このマップで色がついていない場所や浸水深の浅い場所でも、雨の降り方や堤防の決壊する場所によつては、想定される浸水深よりも深くなる場合がありますので注意してください。</p>	<p>区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。</p>	

⑤大阪広域環境施設組合 舞洲工場 ⑪舞洲容器包装プラスチック中継施設 周辺水害ハザードマップ

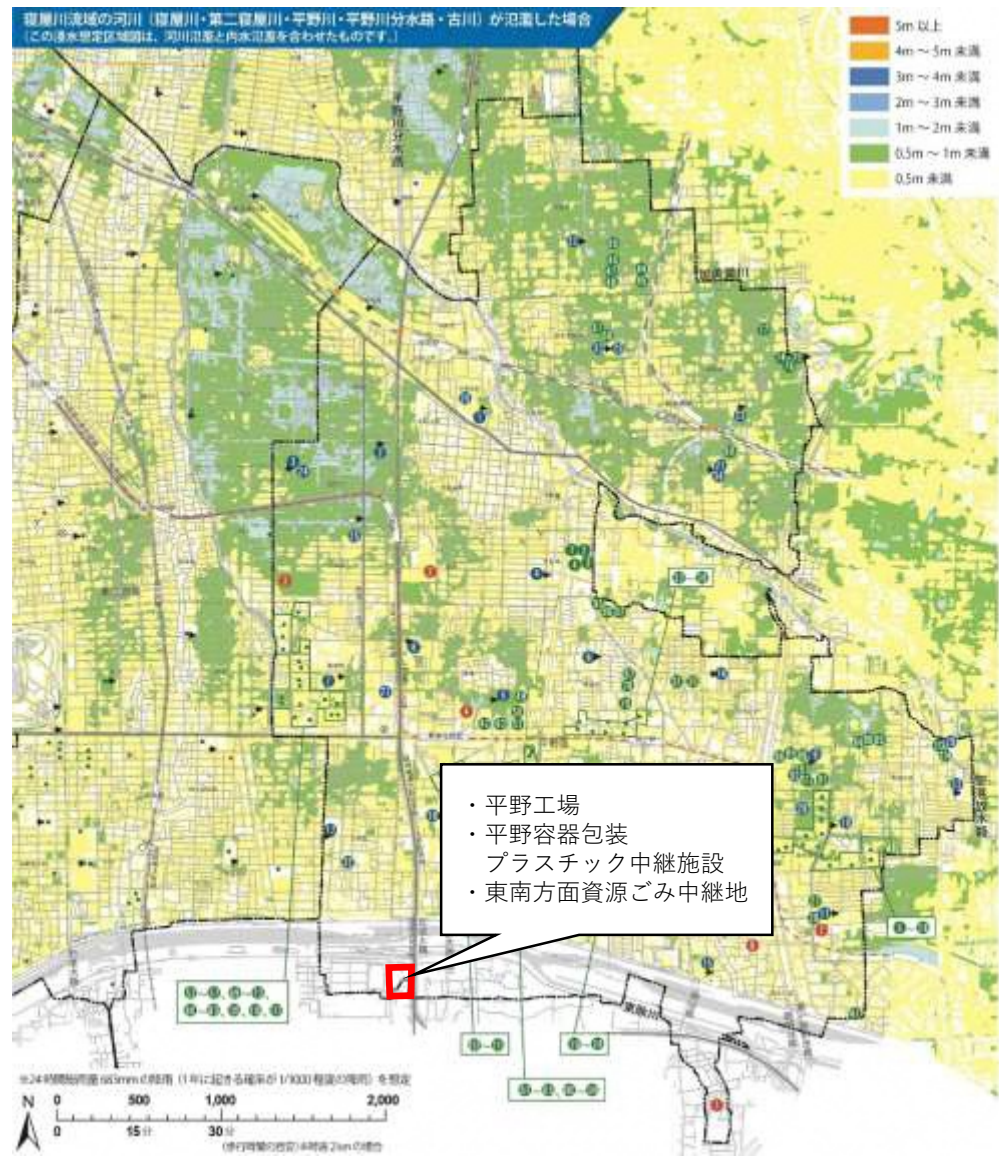


⑤大阪広域環境施設組合 舞洲工場、⑧大阪広域環境施設組合 北港処
分地南地区、⑪舞洲容器包装プラスチック中継施設
周辺水害ハザードマップ



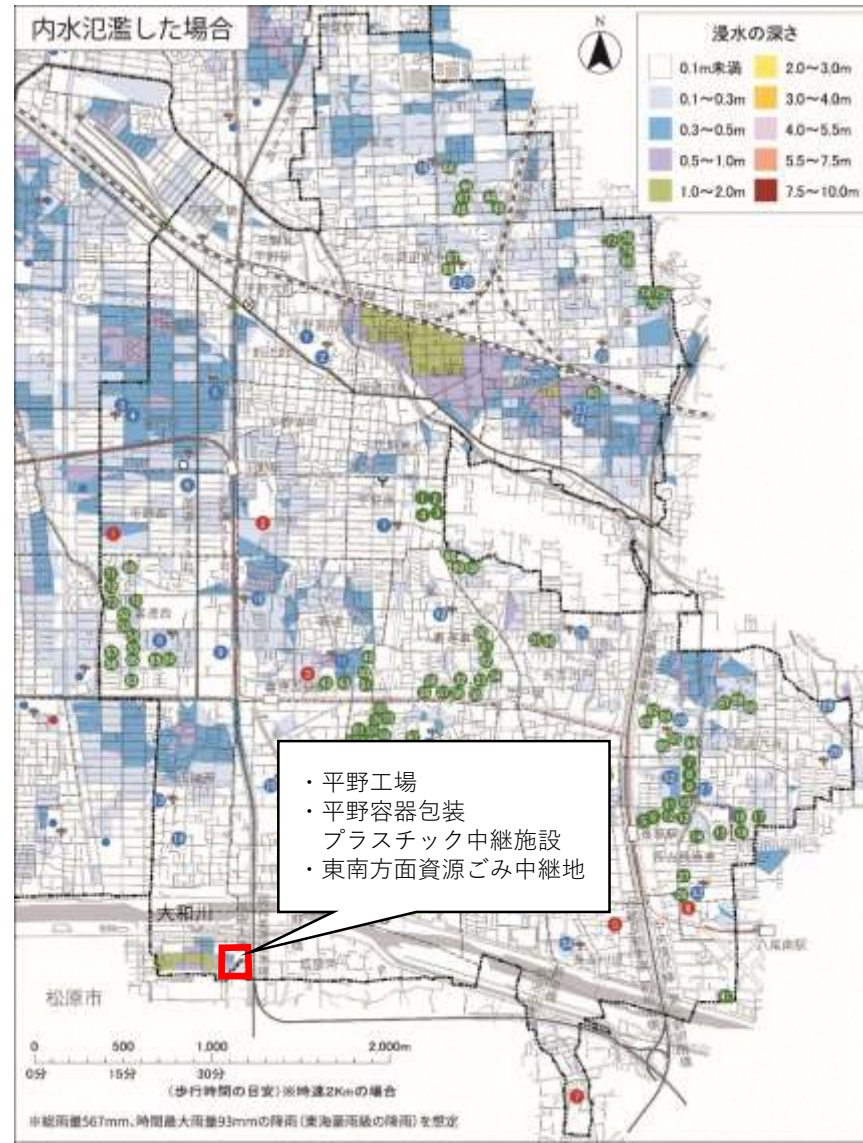
⑥大阪広域環境施設組合 平野工場

⑮平野容器包装プラスチック中継施設、⑳東南方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



⑥大阪広域環境施設組合 平野工場

⑮平野容器包装プラスチック中継施設、⑳東南方面資源ごみ中継地
周辺水害ハザードマップ



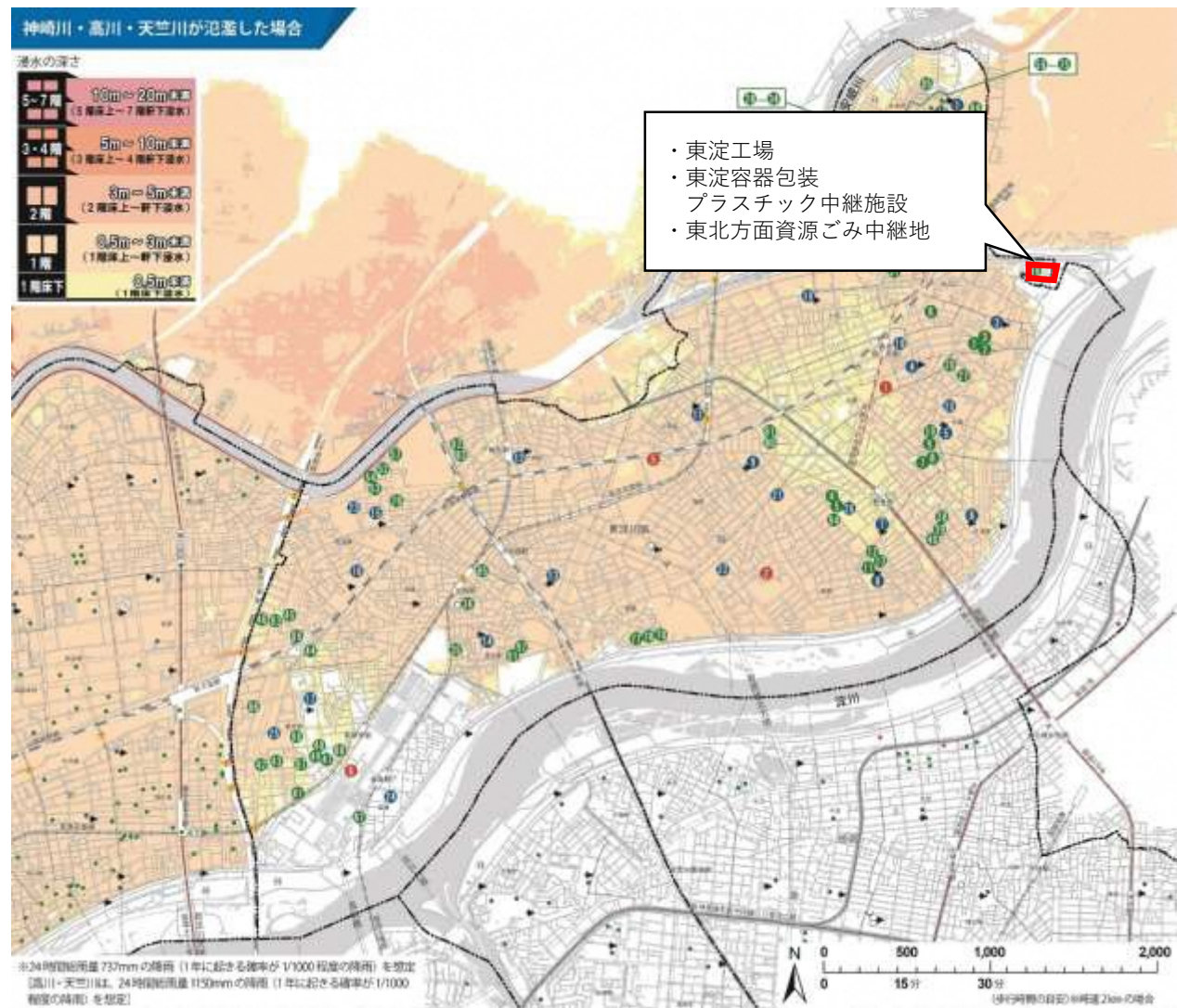
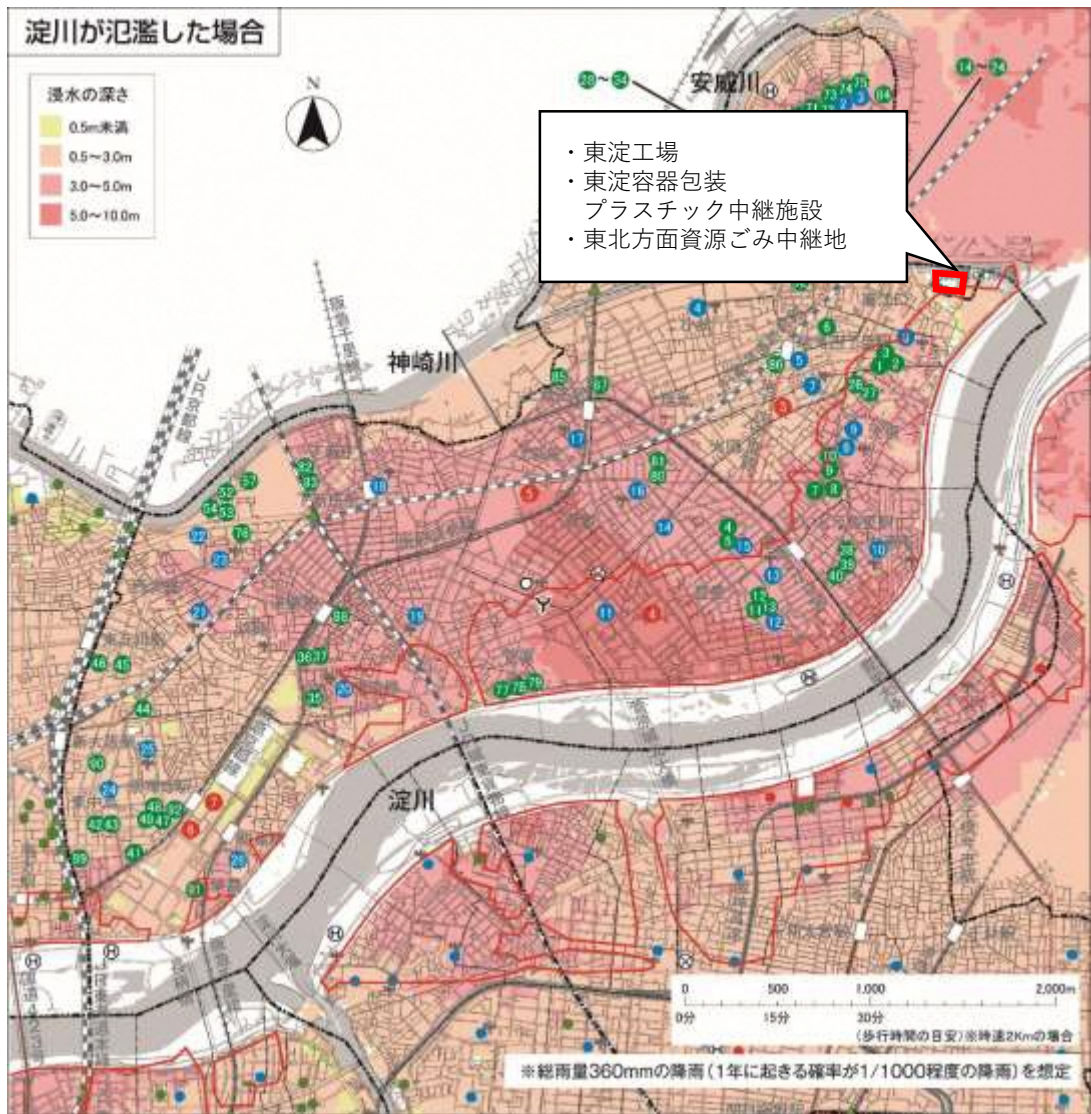
⑥大阪広域環境施設組合 平野工場

⑮平野容器包装プラスチック中継施設、⑳東南方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



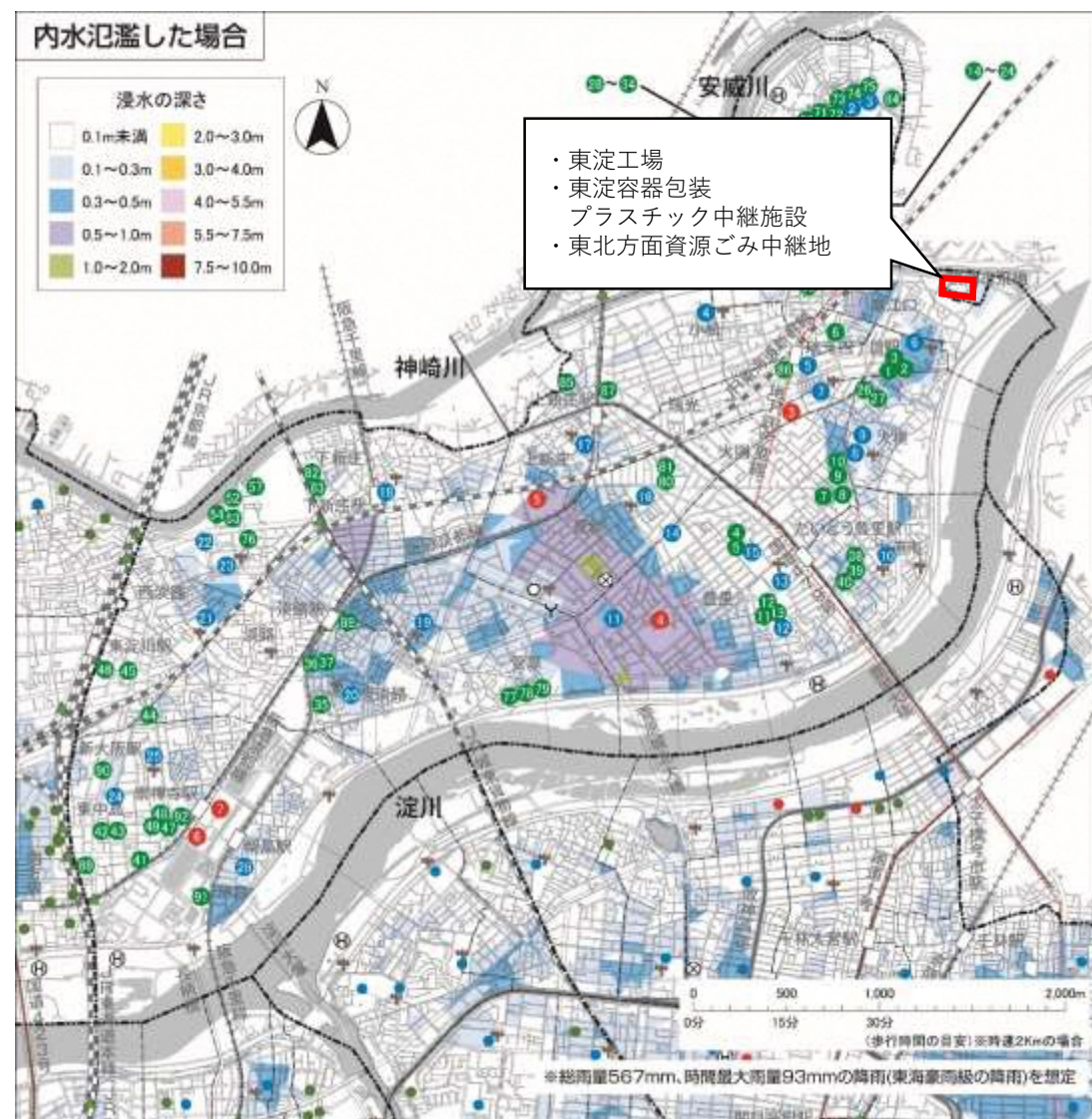
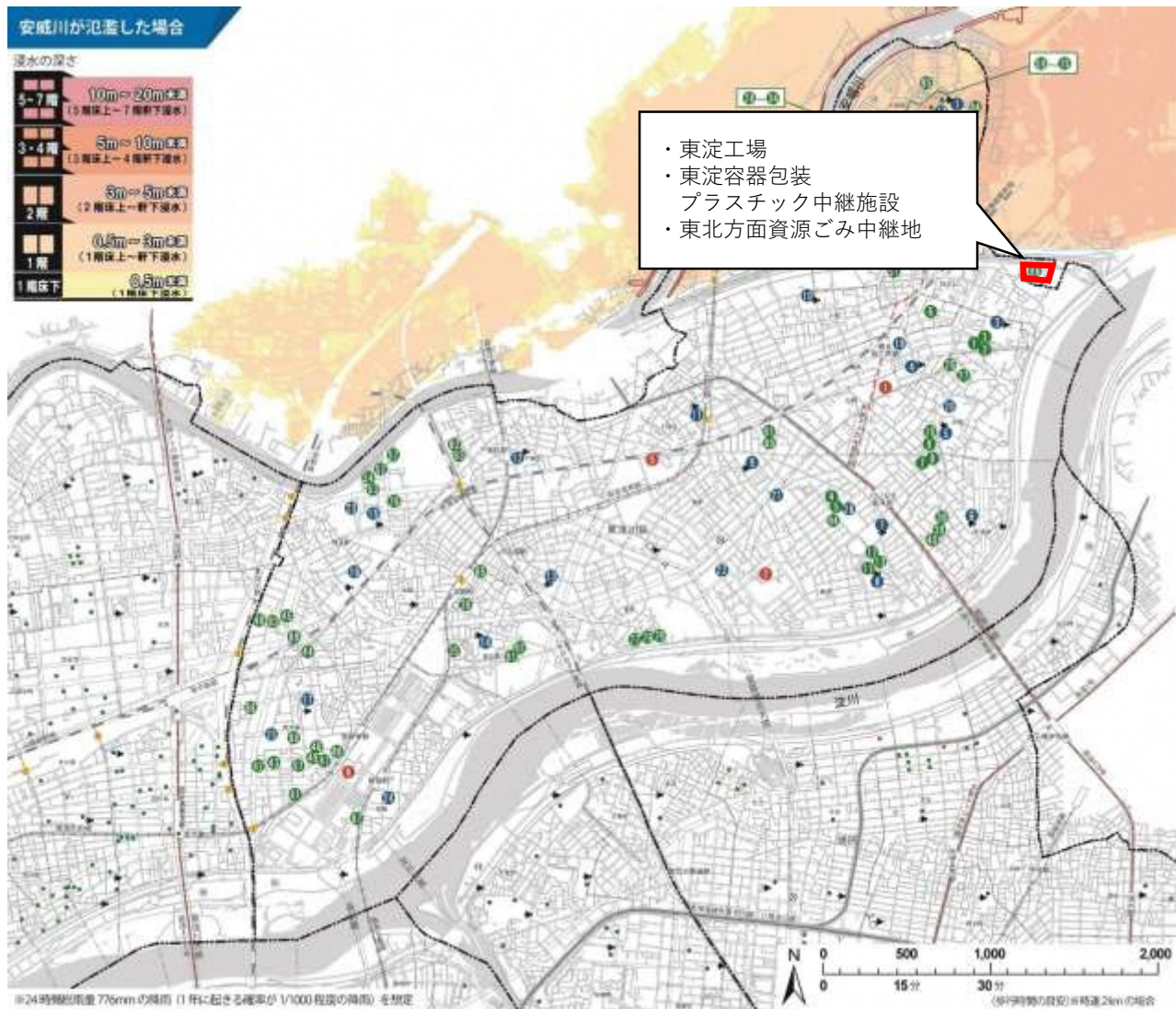
⑦大阪広域環境施設組合 東淀工場

⑩東淀容器包装プラスチック中継施設、⑪東北方面資源ごみ中継地
 周辺水害ハザードマップ



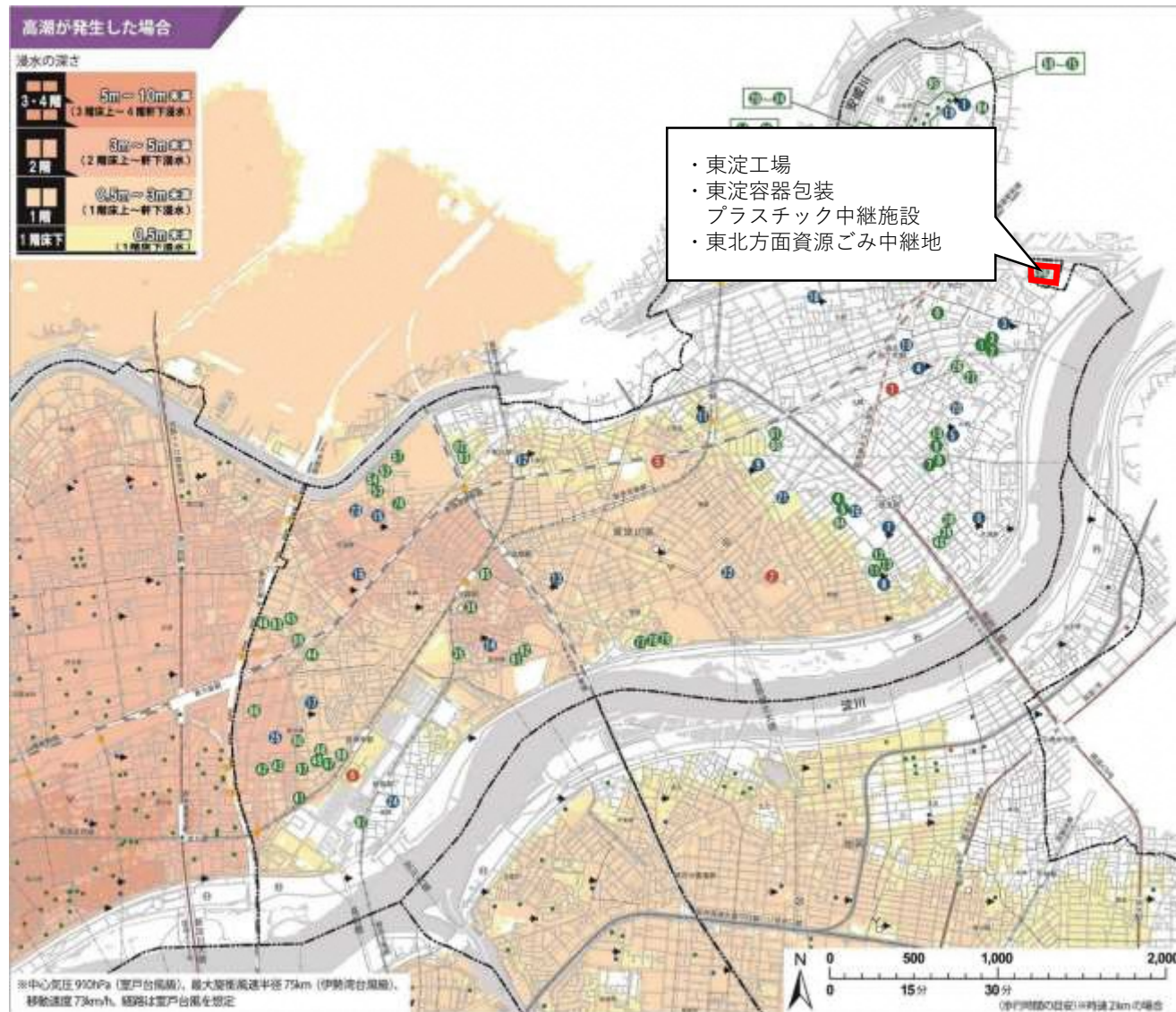
⑦大阪広域環境施設組合 東淀工場

⑬東淀容器包装プラスチック中継施設、⑭東北方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



⑦大阪広域環境施設組合 東淀工場

⑩東淀容器包装プラスチック中継施設、⑪東北方面資源ごみ中継地
周辺水害ハザードマップ



⑨⑲八尾市立リサイクルセンター

周辺水害ハザードマップ



浸水深の目安
 Guide to flood water depths / 浸水深度の目安 / 参考 / Referência da profundidade de Inundação / Tiêu chuẩn của độ sâu nước: trảm nháp

※本マップの浸水深・家屋倒壊等氾濫想定区域の配色は全てこちらの配色で統一しています。

<p>5.0m以上の区域 安全な建物や避難所等へ一層も早く避難。</p>	<p>Dzones with flooding of 5.0 m or higher / 5.0m trở lên / 5.0m or higher / Área acima de 5.0 m / Área acima de 5.0 m / 5.0 m trở lên</p>
<p>2.0~5.0m未満の区域 2階の軒下まで浸水する恐れ。3階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Dzones with flooding of 2.0-5.0 m / 2.0-5.0m / 2.0-5.0m / Área de 2.0m até menos de 5.0m / 2.0-5.0m</p>
<p>1.0~2.0m未満の区域 1階の軒下まで浸水する恐れ。2階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Dzones with flooding of 1.0-2.0 m / 1.0-2.0m / 1.0-2.0m / Área de 1.0m até menos de 2.0m / 1.0-2.0m</p>
<p>0.5~1.0m未満の区域 大人の膝程度の高さまで浸水。2階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Dzones with flooding of 0.5-1.0 m / 0.5-1.0m / 0.5-1.0m / Área de 0.5m até menos de 1.0m / 0.5-1.0m</p>
<p>0.5m未満の区域 避難が滞った場合に限って、自宅の上層階で待機。</p>	<p>Dzones with flooding of 0.5 m or lower / 0.5m trở dưới / 0.5 m or lower / Área de menos de 0.5m / 0.5m trở dưới</p>

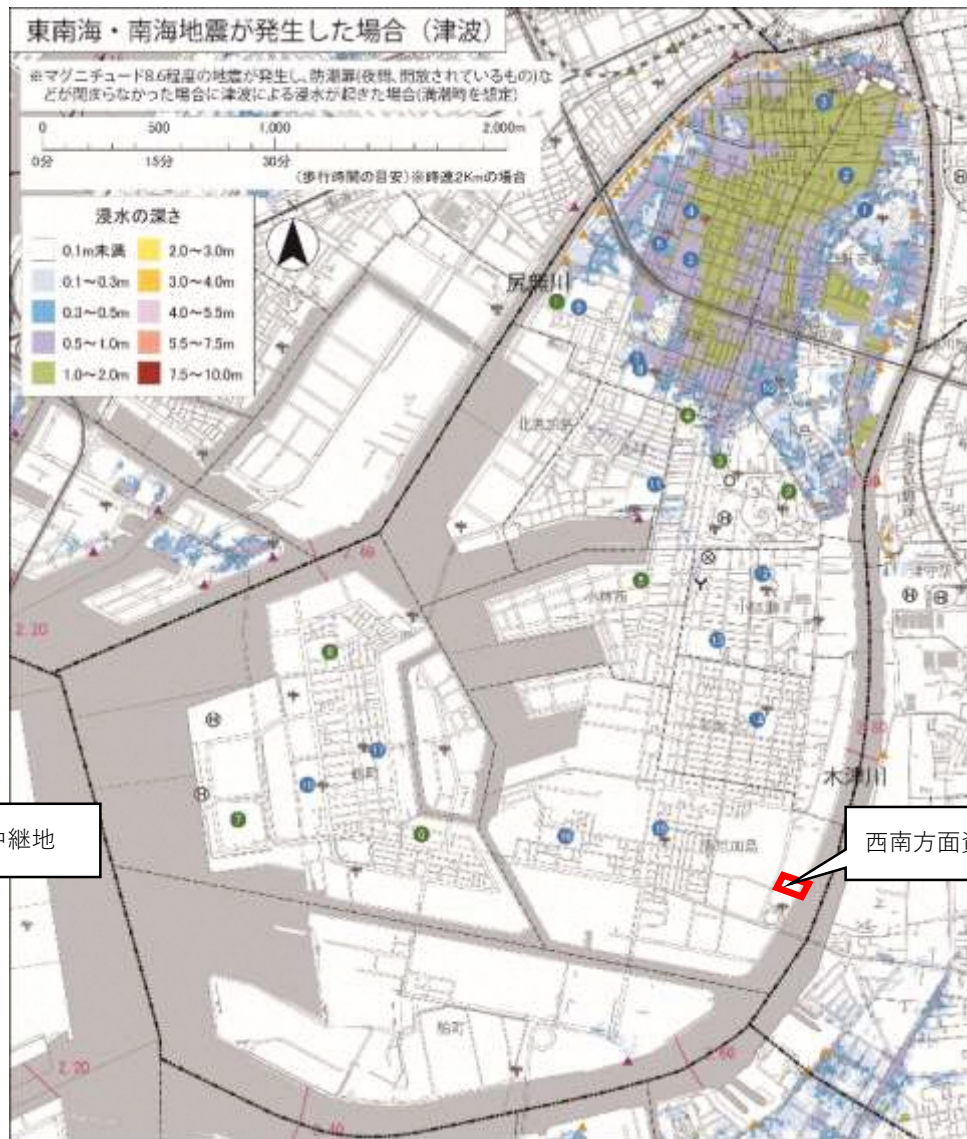
河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域
 家屋の基礎を支える地盤が流出し家屋が倒壊するような河岸浸食の発生が想定され、早期の立退き避難が必要な区域。

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
 木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流の発生が想定され、早期の立退き避難が必要な区域。

このマップで色がついていない場所や浸水深の浅い場所でも、雨の降り方や堤防の決壊する場所によっては、想定される浸水深よりも深くなる場合がありますので注意してください。

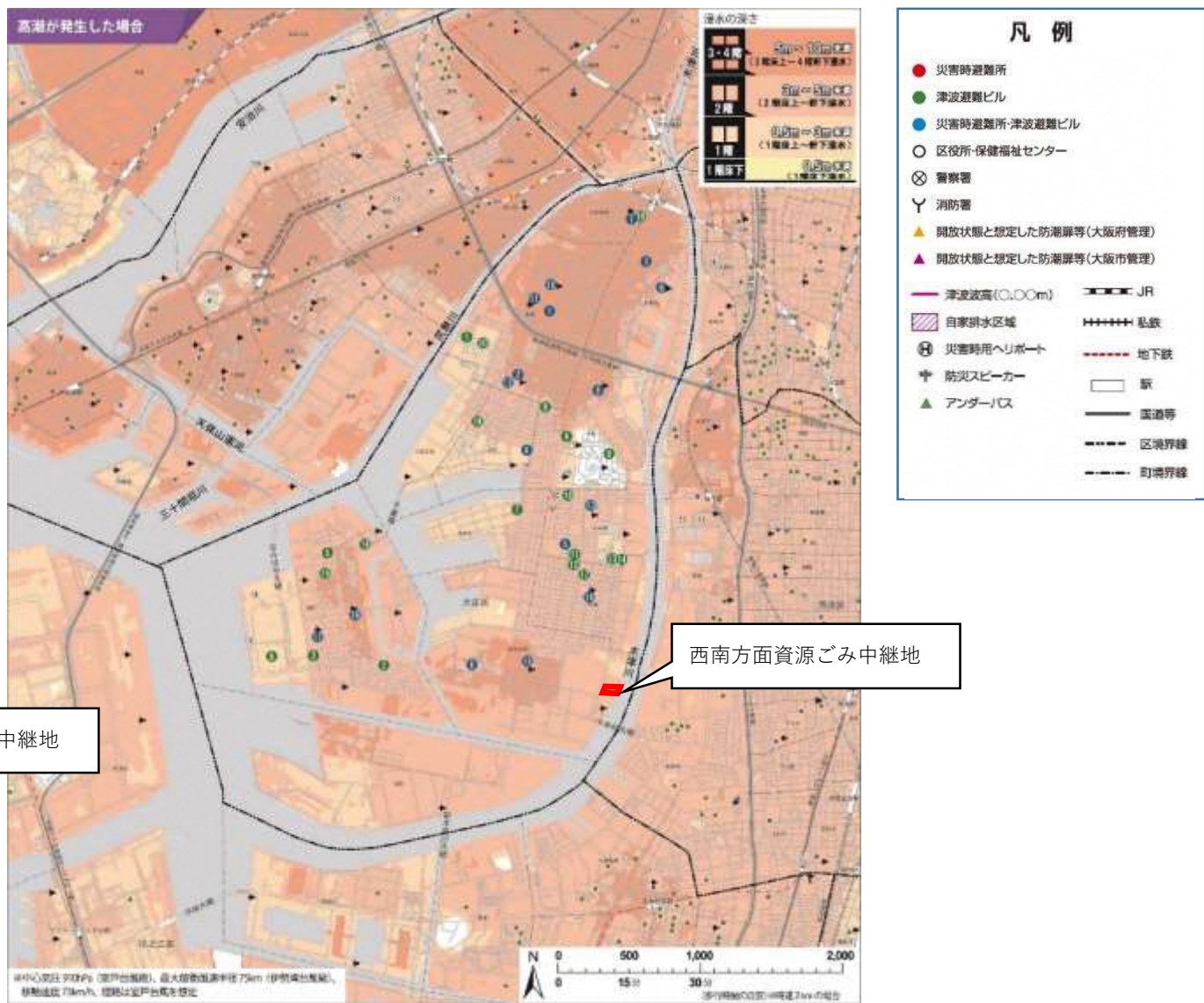
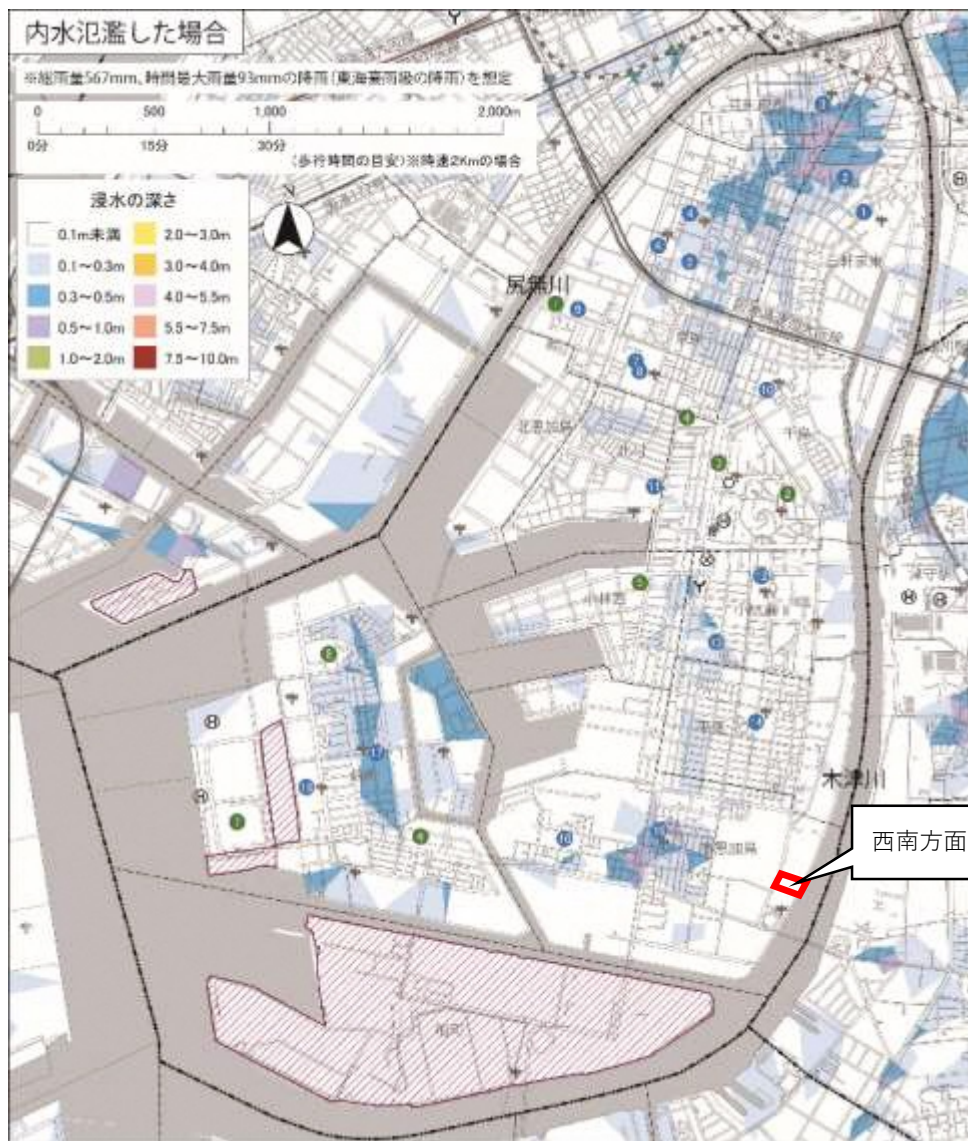
区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることを留意してください。

⑳西南方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



- 凡例**
- 災害時避難所
 - 津波避難ビル
 - 災害時避難所・津波避難ビル
 - 区役所・保健福祉センター
 - ⊗ 警察署
 - Y 消防署
 - ▲ 開放状態と想定した防潮壁等（大阪府管理）
 - ▲ 開放状態と想定した防潮壁等（大阪府管理）
 - 津波波高（0.000m）
 - JR
 - 私鉄
 - 自家排水区域
 - 地下鉄
 - ⊕ 災害時用ヘリポート
 - 駅
 - ✦ 防災スピーカー
 - 国道等
 - ▲ アンダーパス
 - 区域界線
 - 町界線

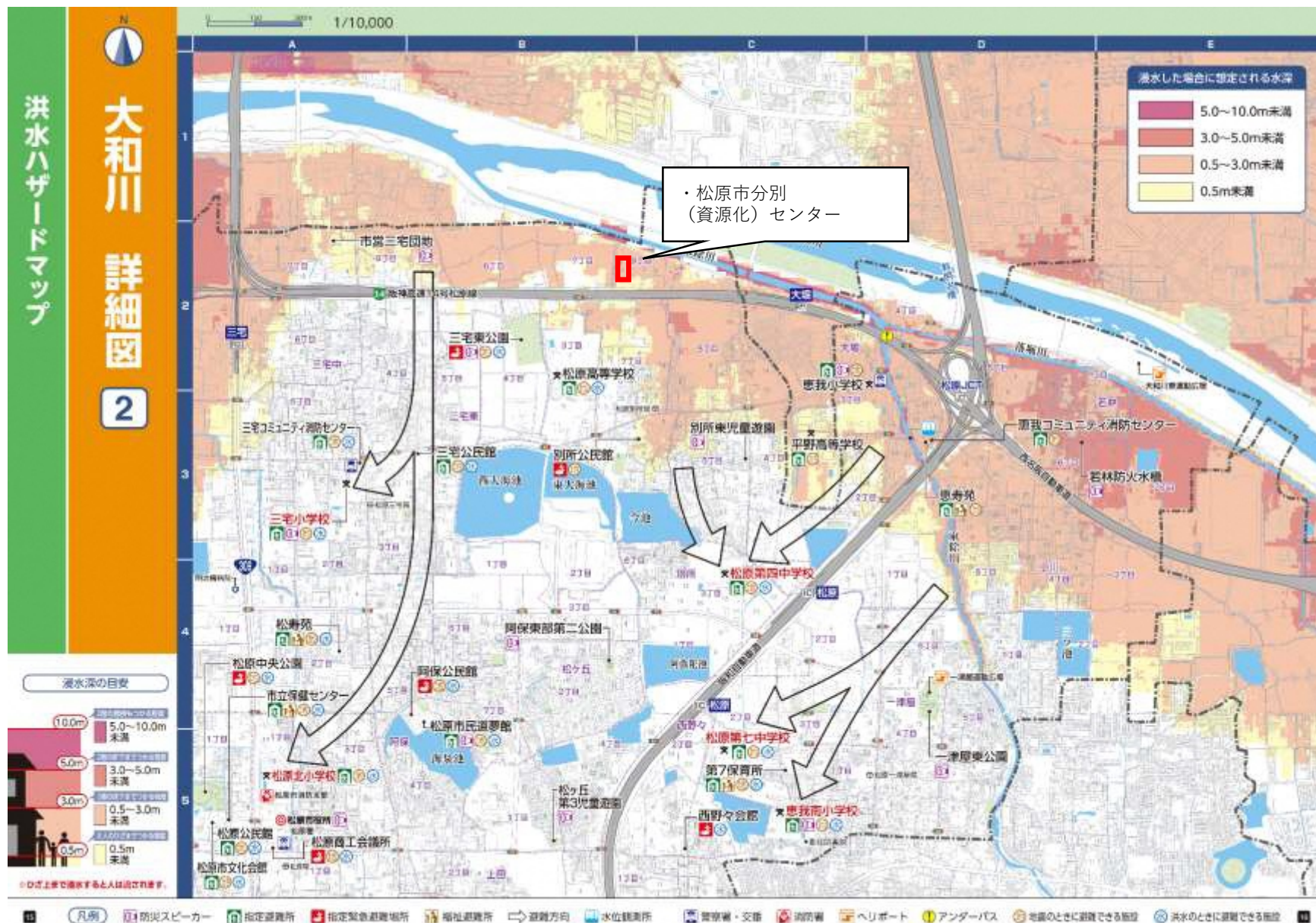
⑳西南方面資源ごみ中継地 周辺水害ハザードマップ



②② (仮称) 鶴見容器包装プラスチック中継施設、②③ (仮称) 鶴見資源
ごみ中継地、②⑥ 守口市クリーンセンターストックヤード、②⑦ (仮称)
守口市クリーンセンターストックヤード第2 周辺水害ハザードマップ



②5松原市分別（資源化）センター 周辺水害ハザードマップ



②5松原市分別（資源化）センター 周辺水害ハザードマップ

